

大阪市環境局

家庭系ごみ収集輸送事業 改 革 プ ラ ン の 成 果

(令和元年 10 月末現在)

令和元年 12 月

はじめに

環境局では、平成29年6月に「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン（以下「改革プラン」という。）」を策定し、「経費の削減」と「市民サービスの向上」の二本柱を打ち立て、この間、強力に改革を進めてきた。

改革の実効性を担保するため、その取組においては、アクションプラン編において、具体的な取組内容や目標とする期限等を明示するとともに、P D C Aサイクルを推進する観点から、取組を漫然と実施するのではなく、計画どおり進捗しているか、また、目標とした成果があがっているか、厳格な進捗管理を行っていく必要があることから、局長をトップとする「環境事業センター改革検討委員会」において隔月毎に定期的に点検・評価し、期待どおりの成果が得られていない場合には、改善を図っていくこととした。

こうした進め方を経て、アクションプラン編に掲げた目標を点検・評価した結果、全19項目について「達成」するに至り、家庭系ごみ収集輸送事業の改革を成功させることができた。

一方で、改革に終わりはなく、更なる高みを目指して、P D C Aサイクルを回しながら、着実にかつスピード感を持って、改革プランの精神である、更なる「経費の削減」と「市民サービスの向上」に向けて、継続的に取り組んでいく必要がある。

本稿は、次なる改革をめざすため、この3年間を振り返り、アクションプラン編に掲げた全19項目それぞれの点検・評価結果を掲載するほか、様々な取組をとりまとめたものである。

参考資料として、「環境事業センター改革検討委員会」やそのもとに設置している「4つの部会（服務活性化部会、交通事故防止対策部会、作業効率化部会、地域連携部会）」における検討や、これまでの取組、その結果・成果を巻末に添付しています。
是非ご参照ください。

～ 目 次 ～

1 経費の削減		
(1) 徹底した効率化		
1	○ 乗換作業等による待機時間等の圧縮 ○ 柔軟な勤務時間の設定による待機時間等の圧縮 (工場閉鎖に伴う輸送効率の悪化への対応)	4 頁
	2 車両能力の最大数量まで収集・積込を実施	6 頁
	3 3日・4日取りの機材配置の見直し	8 頁
	4 2人乗車作業の拡大	10 頁
	5 中継作業の見直し拡大等	12 頁
	6 硬直した作業管理体制の見直し (行政区単位・事業単位の機材配置等)	14 頁
(2) 効率化実現のための取組		
7	作業管理の徹底 (G P Sの活用等)	16 頁
	現場の管理体制の権限と責任の明確化	18 頁
	現業管理主任の管理職への登用拡大	20 頁
(3) 人事給与制度等の検討		
10	同上	21 頁
(4) 民間委託化の推進		
11	同上	23 頁
2 市民サービスの向上		
(1) 突発事象に対する即時対応の実施		
12	同上	25 頁
(2) 公務上の交通事故の削減		
13	同上	27 頁
(3) 公務上の交通事故の削減のための取組		
14	○ G P S機能を活用した安全運転指導の強化 ○ 車両装備の工夫・改善による事故発生リスクの低減	31 頁
	15 安全運転指導の標準化	34 頁
(4) 災害時の対応		
16	マニュアルの作成	38 頁
17	他都市等との連携強化	41 頁
3 改革の徹底		
(1) P D C Aサイクルの徹底		
18	改革検討委員会の実施	44 頁
(2) 組織対応の活性化		
19	運営評価の継続実施	46 頁

1 概要

「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン（以下「改革プラン」という。）」を進めるにあたっては、目標とする期限を設定し、改革の成果の実現に向けて、その手順とスケジュールを示しながら、徹底した進捗管理を行ってきた。

改革プランに掲げた取組については、定期的に棚卸しを行い、進捗状況の点検・改善を図るなど、P D C Aサイクルを回してきたことで、アクションプラン編に掲げた全19項目の目標を達成することができた。

今回は、その達成状況について、令和元年10月末現在の概要をとりまとめた。

2 評価項目

アクションプラン編の全19項目が評価対象

3 評価

		全体	1 経費の削減	2 市民サービスの向上	3 改革の徹底
評価項目数		19項目	11項目	6項目	2項目
結果	達成	19項目	11項目	6項目	2項目
	未達成	0項目	0項目	0項目	0項目

4 局内における進捗管理

厳格な進捗管理を通じて、P D C Aサイクルの徹底を図りながら、着実かつ確実な成果を得ていくため、環境事業センター改革検討委員会を隔月で実施してきた。（シートNo.18）

5 その他

改革プランに掲げた取組の参考として、巻末に資料を添付している。

1 経費の削減

(1) 徹底した効率化

シートNo. 1	<ul style="list-style-type: none">○ 乗換作業等による待機時間等の圧縮○ 柔軟な勤務時間の設定による待機時間等の圧縮 (工場閉鎖に伴う輸送効率の悪化への対応)
----------	---

■目標

目標	スケジュール
約 37 名相当分の業務を見直す。	平成 29 年度 一
	平成 30 年度 10 名
	平成 31 年度 27 名

■取組の方向性等

現状と課題	<ul style="list-style-type: none">○ ごみ減量化の進展に伴う焼却工場の閉鎖（10 工場⇒6 工場）等の影響により、輸送効率が悪化している。○ 服務規律確保のため、出動回数や収集ルート、勤務拘束時間を明確にした、硬直的な作業管理を徹底していることから、弾力的な運用や効率化に向けての対応に限界がある。
戦略・取組の方向性	<ul style="list-style-type: none">○ 焼却工場の閉鎖に伴う輸送効率の悪化に対応するため、地域実情を考慮しながら、乗換作業を検討し、実施する。○ 勤務労働条件の弾力化を検討し、実施する。 作業回数に合わせた午前・午後の勤務時間割の変更、地域別対応等

■取組の成果

成果	評価
◇ 次のとおり 37 名分の見直しを図った。 平成 29 年度 一 平成 30 年度 10 名 平成 31 年度 27 名	達 成

■各種取組内容（年度別）

取組内容
効率化実践による市民サービスへの影響について、収集状況（収集時間の遅延等）などを確認しながら、必要に応じて微調整を行うなど、P D C A サイクルを回してきた。 【平成 29 年度】 ◇ 作業計画の策定に向けて、ごみ収集量や搬入時間等のデータをもとに、工場閉鎖に伴う輸送効率悪化の解消策について、各環境事業センターにおける地域実情に応じ

た意見・提案を加味しながら、徹底した意見交換・ヒアリングを実施した。(平成 29 年 6 月～10 月にかけて環境事業センターごとに 4 回以上)

【平成 30 年度】

- ◇ 平成 30 年 4 月から、普通ごみ収集において、工場から遠隔にある行政区において試行的に実施し、その後も運行管理システム等で分析を行い、見直しの拡大を行った。
(▲10 名)

【平成 31 年度】

- ◇ 平成 31 年 4 月から、普通ごみ収集において全行政区へ拡大実施した。 (▲27 名)

1 経費の削減

(1) 徹底した効率化

シートNo.2	車両能力の最大数量まで収集・積込を実施
---------	---------------------

■目標

目標	スケジュール
約 50 名相当分の業務を見直す。	平成 29 年度 一 平成 30 年度 30 名 平成 31 年度 20 名

■取組の方向性等

現状と課題	○ 服務規律確保のため、行政区別、ごみの種別ごとの固定的な稼働班（シフト）体制出動により、硬直的な作業管理を徹底していることから、車両能力の最大数量まで収集・積込を行えていない車両が一部存在している。
戦略・取組の方向性	○ G P S*を活用し、日々の作業管理として、1台ごとの収集量・所要時間の把握や運行状況（車両ごとの動き）の確認を行う。 ○ G P Sにより蓄積したデータに基づき、車両の大型化を図る等で、積載量のさらなる向上をめざす。

* G P S の機能については、シートNo.7を参照のこと。

■取組の成果

成果	評価
◇ 次のとおり 45 名分の見直しを図った。 平成 29 年度 一 平成 30 年度 24 名 平成 31 年度 21 名	達成

■各種取組内容（年度別）

取組内容
効率化実践による市民サービスへの影響について、収集状況（収集時間の遅延等）などを確認しながら、必要に応じて微調整を行うなど、P D C A サイクルを回してきた。 【平成 29 年度】 ◇ 作業計画の策定に向けて、ごみ収集量や搬入時間等の具体的なデータとともに、また車両の大型化も合わせて、全環境事業センターと地域実情に応じた意見・提案を加味しながら、徹底した意見交換・ヒアリングを実施した。（平成 29 年 6 月～10 月にかけて環境事業センターごとに 4 回以上）

【平成 30 年度】

- ◇ 平成 30 年 4 月から、基準積載量までの収集・積込を実施するほか、更新車両の大型化による効率化を実施した。 (▲24 名)

【平成 31 年度】

- ◇ 引き続き、更新車両の大型化による効率化を実施した。 (▲21 名)

1 経費の削減

(1) 徹底した効率化

シートNo.3	3日・4日取りの機材配置の見直し
---------	------------------

■目標

目標	スケジュール
約 20 名相当分の業務を見直す。	平成 29 年度 一 平成 30 年度 10 名 平成 31 年度 10 名

■取組の方向性等

現状と課題	<ul style="list-style-type: none">○ 定曜日・定時間収集を確保するため、硬直的な作業管理を徹底していることから、弾力的な運用や効率化に向けての対応に限界がある。○ 普通ごみ収集量について、週の前半（月・火・水=4日取り）と週の後半（木・金・土=3日取り）とで差がある。
戦略・取組の方向性	<ul style="list-style-type: none">○ G P S を活用し、日々の作業管理として、1台ごとの収集量・所要時間の把握や運行状況（車両ごとの動き）の確認を行い、地域実情に合わせて、3日・4日取りの調整を行うなどで車両の配置基準を見直す

■取組の成果

成果	評価
◇ 次のとおり 20 名分の見直しを図った。 平成 29 年度 一 平成 30 年度 7 名 平成 31 年度 13 名	達成

■各種取組内容（年度別）

取組内容
効率化実践による市民サービスへの影響について、収集状況（収集時間の遅延等）などを確認しながら、必要に応じて微調整を行うなど、P D C A サイクルを回してきた。 【平成 29 年度】 ◇ 作業計画の策定に向けて、ごみ収集量や搬入時間等をもとに、各環境事業センターと地域実情に応じた意見・提案を加味しながら、徹底した意見交換・ヒアリングを実施した。（平成 29 年 6 月～10 月にかけて環境事業センターごとに 4 回以上） 【平成 30 年度】 ◇ 平成 30 年 4 月から、普通ごみ収集において、工場から遠隔にある行政区において試

行的に実施し、その後も運行管理システムで分析を行い、見直しの拡大を行った。

(▲7名)

【平成31年度】

◇ 平成31年4月から、普通ごみ収集において全行政区へ拡大実施した。(▲13名)

1 経費の削減

(1) 徹底した効率化

シートNo.4	2人乗車作業の拡大
---------	-----------

■目標

目標	スケジュール
約 12 名相当分の業務を見直す。	平成 29 年度 12 名
	平成 30 年度 －
	平成 31 年度 －

■取組の方向性等

現状と課題	○ 2人乗車作業の拡大について、普通ごみ収集では一定目標を達成（普通ごみ収集車両の 25%）するものの、他の家庭系ごみ収集（古紙・衣類収集等）においても拡大の余地がある。
戦略・取組の方向性	○ 普通ごみ収集以外の業務において、運転担当職員が積込作業に従事できる共同住宅を中心に収集コースの設定を工夫する等で、2人車付（2名体制）を拡大していく。

■取組の成果

成果	評価
◇ 次のとおり 17 名分の見直しを図った。 平成 29 年度 12 名 平成 30 年度 5 名 平成 31 年度 －	達成

■各種取組内容（年度別）

取組内容
効率化実践による市民サービスへの影響について、収集状況（収集時間の遅延等）などを確認しながら、必要に応じて微調整を行うなど、P D C A サイクルを回してきた。 【平成 29 年度】 ◇ 平成 29 年 4 月から、古紙・衣類収集において 2 人車付（2 名体制）を拡大した。 ◇ 作業計画の策定に向けて、既に 2 名体制で収集している地域（全体の約 3 割）に加え、搬入時間、収集コース図等をもとに、運転担当職員が積込作業に従事でき、かつ効率的な収集コースを更に設定できないか、各環境事業センターと地域実情に応じた意見・提案を加味しながら、徹底した意見交換・ヒアリングを実施した。（平成 29 年 6 月～10 月にかけて環境事業センターごとに 4 回以上）

【平成 30 年度】

◇ 平成 30 年 4 月から、更に 2 人車付を拡大した。(▲ 5 名)

1 経費の削減

(1) 徹底した効率化

シートNo.5	中継作業の見直し拡大等
---------	-------------

■目標

目標	スケジュール
約 17 名相当分の業務を見直す。	平成 29 年度 10 名
	平成 30 年度 7 名
	平成 31 年度 －

■取組の方向性等

現状と課題	<ul style="list-style-type: none">○ ごみ減量化の進展に伴う焼却工場の閉鎖（10 工場⇒6 工場）等の影響により、輸送効率が悪化しており、特に軽四輪車の焼却工場への直送（直接搬入）に課題がある。○ 一方、粗大ごみ等については、処理施設から遠方にある行政区の中継拠点として、2か所（城北・東南）設けているものの、ごみ減量化と輸送効率の観点から廃止が可能である。
戦略・取組の方向性	<ul style="list-style-type: none">○ 軽四輪車については、地域実情に合わせた中継作業を実施する。○ 輸送効率の向上を図るため、軽四輪車数の見直しを行い、車両の大型化の可能性について検討のうえ、推進する。○ 粗大ごみについては処理施設へ直送し、中継拠点を廃止する。

■取組の成果

成果	評価
◇ 次のとおり 19 名分の見直しを図った。 平成 29 年度 10 名 平成 30 年度 9 名 平成 31 年度 －	達成

■各種取組内容（年度別）

取組内容
効率化実践による市民サービスへの影響について、収集状況（収集時間の遅延等）などを確認しながら、必要に応じて微調整を行うなど、P D C A サイクルを回してきた。 【平成 29 年度】 ◇ 平成 29 年度から粗大ごみ等を処理施設へ直送し、本格的に中継拠点を廃止した。 (▲10 名)

◇ 作業計画の策定に向けて、ごみ収集量や搬入時間、収集コース図等のデータをもとに、中継作業の拡大等により軽四輪車数の見直しを行い、輸送効率の向上を図るため、各環境事業センターと地域実情に応じた意見・提案を加味しながら、徹底した意見交換・ヒアリングを実施した。（平成 29 年 6 月～10 月にかけて環境事業センターごとに 4 回以上）

【平成 30 年度】

◇ 平成 30 年 4 月から、中継作業を拡大するとともに、軽四輪車の収集場所の見直しを行った。（▲ 9 名）

1 経費の削減

(1) 徹底した効率化

シートNo.6	硬直した作業管理体制の見直し (行政区単位・事業単位の機材配置等)
---------	--------------------------------------

■目標

目標	スケジュール
約 14 名相当分の業務を見直す。	平成 29 年度 — 平成 30 年度 14 名 平成 31 年度 —

■取組の方向性等

現状と課題	○ 服務規律確保のため、行政区別、ごみの種別ごとの固定的な稼働班（シフト）体制出動により、硬直的な作業管理を徹底していることから、弾力的な運用や効率化に向けての対応に限界がある。
戦略・取組の方向性	○ 弾力的で臨機応変な作業体制を構築し、行政区別、ごみの種別ごとの固定的な稼働班（シフト）体制を見直す。 ○ 「作業管理の徹底」・「現場のマネジメント強化」・「職員のインセンティブ」を構築する。

■取組の成果

成果	評価
◇ 次のとおり 14 名分の見直しを図った。 平成 29 年度 — 平成 30 年度 14 名 平成 31 年度 —	達成

■各種取組内容（年度別）

取組内容
効率化実践による市民サービスへの影響について、収集状況（収集時間の遅延等）などを確認しながら、必要に応じて微調整を行うなど、P D C A サイクルを回してきた。 【平成 29 年度】 ◇ 作業計画の策定に向けて、行政区別・ごみ種別の固定的な稼働班体制を見直し、弾力的に効率的な作業体制の構築に向けて、各環境事業センターと地域実情に応じた意見・提案を加味しながら、徹底した意見交換・ヒアリングを実施した。（平成 29 年 6 月～10 月にかけて環境事業センターごとに 4 回以上）

【平成 30 年度】

- ◇ 平成 30 年 4 月から、現業管理体制の組織再編に合わせて、配置基準を見直した。
(▲14 名)

1 経費の削減

(2) 効率化実現のための取組

シートNo.7	作業管理の徹底（G P Sの活用等）
---------	--------------------

■目標

目標	スケジュール
タイムリーかつスピーディな情報収集による徹底した作業管理を実践する。	平成30年度、運行管理システム（G P S車載器を含む）を導入する。

■取組の方向性等

現状と課題	<ul style="list-style-type: none">○ 環境事業センターに配置されている主任間の業務遂行能力にばらつきがあり、技能統括主任・部門監理主任クラスの管理能力の全体的な向上が求められている。○ 現行では、収集量・所要時間のデータを速やかに把握するには紙媒体によらざるを得ず、また電子化するまでにタイムラグがあり、1台ごとの所要時間等、作業実績の検証ができていない。
戦略・取組の方向性	<ul style="list-style-type: none">○ G P Sを導入し、次の機能を最大限活用していく。<ul style="list-style-type: none">• 1台ごとの所要時間の把握ができる。 (収集量については別システムとの連携が必要)• 走行の軌跡（車両ごとの収集ルートを表示）が把握できる。• 運行状況（車両ごとの動き）が確認できる。• 運転状況（走行速度・急発進・急停車等）の把握ができる。

■取組の成果

成果	評価
<ul style="list-style-type: none">◇ 全車両にG P S車載器を搭載し、平成30年9月から運行管理システムの運用を開始した。◇ 作業管理を徹底するため、以降も機能を追加する等で利便性の向上を図った。	達成

■各種取組内容（年度別）

取組内容
【平成 29 年度】
◇ 運行管理システム（G P S 車載器を含む）の導入に向けて、機能や性能を確認しながら、実業務における活用策の検討を行ってきた。
◇ 機器の機能・性能を確認するため、3 社から無償で提供を受けることができたことから、平成 29 年 7 月 4 日から 2 週間、試行的に収集車両に G P S 車載器を搭載し、運行管理システムを見ながら、詳細設計を行ってきた。
【平成 30 年度】
◇ 運行管理システム（G P S 車載器を含む）の導入に向けて、準備（契約手続等）を行い、平成 30 年 4 月に受託事業者を決定し、契約を締結した。
◇ 平成 30 年 9 月からの運用開始に向けて、受託事業者への仕様（基本性能等）の確認・指示を行うとともに、G P S 車載器を段階的に設置した。
◇ 局長をトップとする重層的なチェック体制（環境事業センター内の管理者⇒環境事業センター内の監督者⇒局担当課⇒局内部監察者⇒局部長）を構築するため、運行管理システム（G P S 車載器を含む）を活用した局内運用のルールとして、要綱を策定することで明確化を図った。
◇ 「運行管理システム運用・操作マニュアル」を作成し、部門監理主任以上を対象に、運用・操作説明会を実施するなど周知を行った。
◇ 運行管理システムによる作業管理の流れや新たに追加した機能について、「運行管理システム運用・操作マニュアル」に追記した。
【平成 31 年度】
◇ 運行管理システム（G P S 車載器を含む）の基本機能に加え、次の機能を追加し、運行管理システム運用マニュアルの改定を行うとともに、部門監理主任以上を対象に運用研修を実施した。 (主な追加機能) <ul style="list-style-type: none">・ メール送受信機能（事務所↔車両）・ 地図表示機能（AED 設置場所・災害避難場所）・ 災害発生通知機能

1 経費の削減

(2) 効率化実現のための取組

シートNo.8	現場の管理体制の権限と責任の明確化
---------	-------------------

■目標

目標	スケジュール
局内規定の「主任準則」を改定する。	平成 29 年度 主任準則の改正及び職員周知

■取組の方向性等

現状と課題	○ 「技能統括主任」と「部門監理主任」が給料表上、同一の級（技能労務職給料表 3 級）であるなど、主任間で、責任と権限の明確化が一部不十分なところがあり、指揮命令権限が不明確で、現場作業のマネジメントが十分ではない。
戦略・取組の方向性	○ 現場の管理体制の権限と責任を明確化することで、徹底した作業管理を実施し、効率化を実践する。

■取組の成果

成果	評価
◇ 平成 30 年 4 月から現業管理体制の組織再編を行い、「主任準則」の改定や「業務マニュアル（現業管理主任用）」の作成を行うことで、それぞれの職責に応じた労務・作業管理の徹底を図った。 ◇ 各環境事業センターにおいて、「地域や区役所との窓口」を明確化し、新たに「環境事業センター地域連携グループマニュアル」を作成しながら、地域・区役所との連携強化を図った。 <ul style="list-style-type: none">・ コミュニティ回収実施団体数の拡大 平成 28 年度 21 団体 ⇒ 令和元年 10 月 95 団体・ 合同防災訓練等の実施 令和元年 10 月時点 36 回（予定を含む）	達 成

■各種取組内容（年度別）

取組内容
改革プランの実現に向けて、現業管理体制の業務と責任の明確化を行い、これらをルール化しながら、労務管理・作業管理を徹底していくとともに、地域・区役所との連携を更に進めるための取組を実施している。
【平成 29 年度】
◇ 改革プランの実現に寄与する、徹底した作業管理・労務管理を行うための仕組みとするため、現業管理体制の組織再編に向けて、階層（技能統括主任・部門監理主任・業務主任）ごとの現状課題を洗い出し、検討を進めた。 (主な変更点) <ul style="list-style-type: none">・ 作業の効率化を見据え、行政区・ごみ種別の枠組みを超えた管理体制の構築・ 業務・責任の明確化（担当号車・管下職員） 　　部門監理主任：16～18名程度の職員を管理 　　業務主任：4・5名程度の職員を管理 　　・ 災害時の対応等を含め、「地域や区役所との窓口」を明確化
【平成 30 年度】
◇ 現業管理体制の組織再編に合わせて、「主任準則」の改定や「業務マニュアル（現業管理主任用）」の作成を行い、それぞれの業務・責任を明文化し、職員周知を行った。 ◇ 作業管理の徹底を図るべく、運行管理システムの「運用・操作マニュアル」を作成するなどルール化を図り、部門監理主任以上を対象に、運用・操作説明会を実施するなどで周知を行った。 ◇ 平成 30 年度には、地域・区役所との連携を強化するため、新たに「環境事業センター地域連携グループマニュアル」を作成した。
【平成 31 年度】
◇ 平成 31 年 4 月、環境事業センター地域連携グループマニュアルの職員周知を行うとともに、「コミュニティ回収の拡大推進」と「地域・区役所との合同防災訓練（仮設トイレ組み立て等）の拡大実施」を重点的に取り組むことにより、地域・区役所との連携強化を図っている。

1 経費の削減

(2) 効率化実現のための取組

シートNo.9	現業管理主任の管理職への登用拡大
---------	------------------

■目標

目標	スケジュール
組織マネジメントの一環として、職員のモチベーション向上に寄与する方策の考え方をまとめる。	平成29年度： 昇格登用ルールの考え方を検討

■取組の方向性等

現状と課題	<ul style="list-style-type: none">○ 明確な組織のミッションや職責の重要性が職員全員に浸透していない現状がある。○ 職員の退職不補充によって、現役職員の高齢化が進展するなど、モチベーションが下がっている職員がいる。
戦略・取組の方向性	<ul style="list-style-type: none">○ 能力に応じて技能職員の幹部職員化、環境事業センター所長・事業推進担当課長・総務担当課長代理への昇格登用のルール化の検討を行う。

■取組の成果

成果	評価
◇ 技能統括主任の課長代理級への登用を次のとおり行った。 平成30年度 1名 平成31年度 1名	達成

■各種取組内容（年度別）

取組内容
【平成29年度】
◇ 技能統括主任の知識や経験を環境事業センターのマネジメント強化に資することができるよう、管理職への登用拡大のためのルールを検討した。
【平成30年度】
◇ 技能統括主任について、1名の課長代理級への登用を行った。
【平成31年度】
◇ 技能統括主任について、1名の課長代理級への登用を行った。

1 経費の削減

(3) 人事給与制度等の検討

シートNo.10	人事給与制度等の検討
----------	------------

■目標

目標	スケジュール
⑦ 作業効率化のための休憩時間の設定を行うなど、勤務時間帯の割り付けを工夫する。	平成 29～30 年度： 検討実施
① 人事考課制度を活用し、職員の頑張りを適正に評価し、給与に反映していくほか、実績に応じた諸手当の支給方法についても検討する。	平成 31 年度： 制度設計

■取組の方向性等

現状と課題	<ul style="list-style-type: none">○ 環境事業センター間で、作業実態が大きく異なるにも関わらず、休憩時間の設定といった勤務の割り付け等は、全環境事業センターで一律のルールとなっている。○ 以前に実施したアンケート調査の結果によっても、職員のモチベーションが低下している状況にある。
戦略・取組の方向性	<ul style="list-style-type: none">○ 事業運営の徹底的な効率化を図るため、弾力的な勤務形態等を導入する。○ 業務の効率化のインセンティブに繋げるため、職員の作業実績や頑張りに応じて、適正に評価し給与に反映していく仕組み作りなど、職員のモチベーションを向上させる方策について検討する。

■取組の成果

成果	評価
⑦ 導入に向けた具体的な検討を行うことができた。	
① 着眼点シートの評価項目を、作業効率化や交通事故防止対策に寄与する評価内容に改めることができた。	達成

■各種取組内容（年度別）

取組内容
<p>【平成 29 年度～平成 31 年度】</p> <p>◇ ⑦について、一斉休憩の適用除外にかかる法令上の問題点の有無を、労働基準監督署にも確認しながら、検討を行ってきた。</p> <p>◇ ①について、これまでから実施している人事考課制度の評価方法を工夫し、当局で作成している着眼点シートの評価項目を、改革プランの実現に寄与するものとなるよう工夫・改善した。</p>

1 経費の削減

(4) 民間委託化の推進

シートNo.11	民間委託化の推進
----------	----------

■目標

目標	スケジュール
○ 平成 29 年度は、早期退職者特例制度を活用する などで、西部環境事業センターの資源ごみ・容 器包装プラスチック収集を民間委託化する。	平成 29 年度： 西部環境事業センターの資源ご み・容器包装プラスチック収集を 民間委託化
○ 平成 29 年～31 年度の 3 年間で、徹底した効率 化による職員定数の削減目標以上の減員（150 名）が見込まれる場合には、平成 30・31 年度に おいても民間委託を拡大する。	平成 31 年度以降： 退職等により生じた減員に合わ せ、民間委託を拡大

■取組の方向性等

現状と 課題	○ 平成 28 年度までに、全市の粗大ごみ収集並びに北部環境事業センターの家 庭ごみ収集全般、西部環境事業センターの古紙・衣類収集について民間委 託化した。 ○ より一層の効率化・低コスト化を図るため、民間委託化を順次拡大する必 要がある。
戦略・ 取組の 方向性	○ 引き続き、職員の退職不補充により民間委託化を行っていく。 ○ 拡大にあたっては、災害時の対応を踏まえ、津波浸水被害の影響を受ける 可能性の高い環境事業センターを優先的に、かつ環境事業センター単位に より実施する。 ○ 民間委託化にあたっては、将来の委託業者が固定化し、入札高止まりとな ることのないよう、また災害時にも委託業者や許可業者を適切に指導・調 整ができるよう、委託業務の管理監督機能を強化する。

■取組の成果

成果	評価
◇ 平成 29 年 4 月から、西部環境事業センターの資源ごみ・容器包装 プラスチック収集を民間委託化した。	達 成
◇ 平成 31 年度以降の退職等により生じた減員に合わせ、民間委託拡 大の可能性について検討を行った。	

■各種取組内容（年度別）

取組内容
【平成 29 年度】
◇ 平成 29 年 4 月から、西部環境事業センターの資源ごみ・容器包装プラスチック収集を民間委託化した。
【平成 31 年度】
◇ 改革プラン期間中の民間委託拡大の可能性について検討を行ってきた。

2 市民サービスの向上

(1) 突発事象に対する即時対応の実施

シートNo.12	突発事象に対する即時対応の実施
----------	-----------------

■目標

目標	スケジュール
運行管理システムを活用し、即時対応を実施することで、収集時間等の遅延や収集漏れ、不法投棄等にかかる対応の遅れ等を理由とする苦情（市民の声）件数について、前3か年（平成26年度～28年度）の半減となる20件以内をめざす。	平成29年度 ー 平成30年度 30件以内 平成31年度 20件以内

■取組の方向性等

現状と課題	○ 現状では、運行状況（車両ごとの動き）がリアルタイムで把握できないことから、収集時間等の遅延や収集漏れ、不法投棄等への対応に、市民から問い合わせを受けた後、一定の時間を要している。
戦略・取組の方向性	○ G P S機能を活用し、運行状況（車両ごとの動き）を確認しながら、タイムリーな収集状況を把握することで、交通事情等による収集時間等の遅延や収集漏れ、不法投棄等への即時対応を実施する。

■取組の成果

成果	評価
◇ 平成30年度の不法投棄等にかかる対応の遅れ等を理由とする苦情（市民の声）件数は15件と、最終目標である20件以内を達成した。 ◇ 平成31年度も令和元年10月時点で7件と、昨年度を下回る見込みとなっている。 平成29年度 ー 平成30年度 15件 令和元年10月 7件	達成

■各種取組内容（年度別）

取組内容
【平成 29 年度】
◇ 本取組は即時性が求められ、運行管理システム（G P S 車載器を含む）の機能の一つである「現在地情報」が必要となることから、「シートNo.7」の検討に合わせて実施してきた。
【平成 30 年度】
◇ 「運行管理システム運用・操作マニュアル」に、これらの運用についてもルール化し、即時対応を行った。

2 市民サービスの向上

(2) 公務上の交通事故の削減

シートNo.13	公務上の交通事故の削減
----------	-------------

■目標

目標	スケジュール
公務上の交通事故の発生件数について、前3か年（平成26年度～28年度）の3割削減となる45件以内をめざす。	平成29年度 55件以内 平成30年度 50件以内 平成31年度 45件以内
※ 過去3か年の公務上交通事故の発生件数	
平成26年度 73件 平成27年度 63件 平成28年度 56件	

■取組の方向性等

現状と課題	<ul style="list-style-type: none">○ 本市直営の公務上の交通事故発生件数と民間事業者の事故発生件数を比較した場合、比較方法によって差異はあるものの、大幅に多いという状況にはない。○ 特に平成28年度においては、ドライブレコーダーを活用することによる取組の強化等が功を奏し、過去最低の発生件数（56件）を記録した。○ これまでの公務上の交通事故発生状況をみると、近年減少傾向はあるものの、さらに削減できる可能性がある。
戦略・取組の方向性	<ul style="list-style-type: none">○ 公務上の交通事故の削減のための取組を実施することで、交通事故発生件数をさらに削減していく。

■取組の成果

成果	評価
<ul style="list-style-type: none">◇ 平成30年度の公務上交通事故の発生件数は30件と、最終目標である45件以内を達成した。◇ 平成31年度も令和元年10月時点で14件と、昨年度を下回る見込みとなっている。 <p>平成29年度 53件 平成30年度 30件 令和元年10月 14件</p>	達成

■各種取組内容（年度別）

取組内容
<p>平成 29 年度以降、主に次の取組を行ってきた。</p> <p>《研修関係（職員の意識改善）》</p> <p>【平成 29 年度～】</p> <ul style="list-style-type: none">◇ 収集作業員による誘導及び後退時の安全確認の徹底など◇ 運転記録証明書・安全運転宣言書の提出◇ コメンタリー運転の実施◇ 交通事故報告会の開催（「なぜなぜ分析」による原因分析と究明） <p>【平成 31 年度～】</p> <ul style="list-style-type: none">◇ 事故態様に応じた研修の実施⇒項目（N0. 15）の映像を活用した研修を継続的に実施◇ 実効性のあるコメンタリー運転の徹底を継続的に指導◇ 特別査察チームの走行状況調査結果のうち、安全確認行動が優良であった事例を各センターにフィードバックし、毎朝の朝礼・ミーティング等で周知してもらうなど、褒める取組みを実施導 <p>《事故削減の取組》</p> <p>【平成 29 年度～】</p> <ul style="list-style-type: none">◇ 運転登録職員要綱の厳格化（運転登録除外の取扱いの見直し）◇ 管理監督者へのドライブレコーダー映像確認方法の徹底（運用の手引きの改定） (映像確認方法の変更) 期間中に運転に従事した全ての運転登録職員の映像を、2か月に1回、各部門監理主任が担当する班を基本に運転登録職員の映像確認を行い、あわせて誰が誰の運転を確認（指摘）したのかを記録（映像確認の責任を明確化）するとともに、映像の再確認・再々確認を実施 <ol style="list-style-type: none">① 部門監理主任が全運転従事職員の映像確認（1回目）② 技能統括主任・安全担当の部門監理主任等が指摘のなかった映像のうち2割以上について再確認（2回目）③ 再確認のうち指摘の無かった映像の5割以上について、所長・担当課長による再々確認を実施（3回目）④ 事業管理課でも映像確認のチェックを実施し、映像確認が不十分であることが認められた場合は、事業管理課長から、管理監督者・映像確認者に対し指導書を交付◇ 安全運転宣言車の表示◇ 各環境事業センターに事故発生件数の掲示（見える化）

- ◇ 上半期事故件数 30 件という危機的状況を受け、10月 10 日付で事業部長・環境事業センター所長・技能総括主任連名による通知文を発文し、全環境事業センターにおいて一斉全体集会を開催
 - ◇ 11月以降、事故発生ごとに全環境事業センターにおいて、早朝から一斉全体集会を開催し、事故発生の当該環境事業センターへは事業部長が赴き、訓示及び注意喚起を実施
 - ◇ 事故発生ごとの事故原因分析及び注意喚起のメールを事業管理課より配信
 - ◇ 局長によるヒアリングの実施
- 【平成 30 年度～】
- ◇ 8月 15 日に被害者を死亡させる重大事故が発生したことから、事故発生当日に緊急事業所長会を開催し局長から厳重注意とともに、8月 24 日に実施した事業所長連絡会において、各センターのドライブレコーダーの映像確認の頻度を高め、コメントリー運転等の徹底を業務命令として厳に指示
- (平成 29 年度取組からの変更点)
- ① ドライブレコーダーの映像確認について、期間中に運転に従事した全ての運転登録職員の映像を、「2か月に 1 回」から「1か月に 1 回」に頻度アップして実施
 - ② 各部門監理主任は、少なくとも毎日 1 件の映像確認を実施
 - ③ 各部門監理主任の映像確認の実施状況を集約し、事業管理課へ報告
 - ④ 不適正運転の指摘漏れが多い映像確認者に対し、適宜研修・指導を実施
 - ⑤ 改善確認の時期を指導から 1 週間後とし、改善が確認されるまで運転指導を継続
 - ⑥ ドライブレコーダーの映像確認から重大な危険運転を行うことが判明した職員に対し、運転登録職員から即時除外
 - ⑦ 運転担当職員だけでなく、同乗する職員についてもコメントリー運転を徹底
- ◇ 12月から、上記に加えて次の点を変更し、更なる取組の強化
 - ⑧ 迅速な再チェックと指導の徹底を図るため、一次確認で適正と判断されたドライブレコーダー映像について、全映像の再確認を、所長（課長・課長代理）、技能統括主任が分担して翌日に実施

《調査関係》

- 【平成 29 年度】
- ◇ 特別査察チームの走行状況調査による指導実施
 - ◇ 局(ルシアス) 課長級による走行状況覆面調査
- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| 平成 29 年 7 ~ 8 月 | ： 調査者 32 名 総件数 972 件 交通違反指摘件数 47 件 |
| 同年 10 ~ 11 月 | ： 調査者 32 名 総件数 941 件 交通違反指摘件数 13 件 |

【平成 30 年度】

- ◇ 特別査察チームの走行状況調査による指導実施
- ◇ 局(ルシアス) 課長級による走行状況覆面調査
 - 平成 30 年 5 ~ 6 月 : 調査者 32 名 総件数 670 件 交通違反指摘件数 8 件
 - 同年 10 ~ 11 月 : 調査者 32 名 総件数 593 件 交通違反指摘件数 5 件

【平成 31 年度】

- ◇ 特別査察チームの走行状況調査による指導実施
- ◇ 局(ルシアス) 課長級による走行状況覆面調査
 - 令和元年 7 ~ 8 月 : 調査者 32 名 総件数 645 件 交通違反指摘件数 5 件

〔重大事故の発生〕

- ◇ 事故件数は大幅に減少したものの、平成 30 年 8 月 15 日には被害者を死亡させる重大事故を発生させてしまった。

2 市民サービスの向上

(3) 公務上の交通事故の削減のための取組

シートNo.14	① G P S機能を活用した安全運転指導の強化 ② 車両装備の工夫・改善による事故発生リスクの低減
----------	--

■目標

目標	スケジュール
⑦ 運行管理システム（G P S車載器を含む）を活用し、安全運転指導の強化に繋げる。 (例：高リスク運転者に対する個別指導等) ① 平成 29 年度以降の更新車両に、第3ブレーキ、バックモニターを本格装備するほか、小型プレスダンプ車等については、衝突被害軽減ブレーキとスライドドアを導入していく。	⑦ 平成 30 年度、運行管理システム（G P S車載器を含む）の導入後の活用方法を検討する。 ① 平成 29 年度の更新車両から装備し、以降順次拡大する。

■取組の方向性等

現状と課題	○ 平成 27 年度から本格導入したドライブレコーダーにより、現場状況の把握は一定できるものの、タイムリーかつスピーディな指導に繋げていくには、困難な状況にある。 ○ 本業務特有の事故である「後進時の事故」や「ドア開け事故」が発生するなど、事故発生リスクの低減化に向けて、工夫・改善する必要がある。
戦略・取組の方向性	○ 運転状況（急発進、急ブレーキ、走行速度超過等）をリアルタイムに把握できるG P S機能の一つを活用し、さらなる安全運転の徹底を図り、公務上の交通事故防止に繋げていく。 ○ 収集車両に、第3ブレーキ、バックモニターを本格装備するほか、小型プレスダンプ車等については、スライドドアを導入する。

■取組の成果

成果	評価
⑦ 運行管理システムの機能等を活用し、安全運転指導の強化に繋げた。 ① 平成 29 年度以降の更新車両について、第3ブレーキ、バックモニターのほか、スライドドア、衝突被害軽減ブレーキ等の安全装備を導入した。	達成

■各種取組内容（年度別）

取組内容
『⑦について』
【平成 29 年度】
◇ 運行管理システム（G P S 車載器を含む）の機能の一つである「運転状況の把握（走行速度、急発進・急ブレーキ・急ハンドル等）」を活用し、運転指導の強化に繋げる方策について、シートNo.7 の検討に合わせて実施してきた。
◇ 運行管理システムによる運転指導の強化にも繋げていくため、まずは管理監督者によるドライブレコーダーの映像確認方法について徹底した。
(映像確認方法の変更) ※シートNo.13 再掲
期間中に運転に従事した全ての運転登録職員の映像を、2か月に1回、各部門監理主任が担当する班を基本に運転登録職員の映像確認を行い、あわせて誰が誰の運転を確認（指摘）したのかを記録（映像確認の責任を明確化）するとともに、映像の再確認・再々確認を実施
① 部門監理主任が全運転従事職員の映像確認（1回目）
② 技能統括主任・安全担当の部門監理主任等が指摘のなかった映像のうち2割以上について再確認（2回目）
③ 再確認のうち指摘の無かった映像の5割以上について、所長・担当課長による再々確認を実施（3回目）
④ 事業管理課でも映像確認のチェックを実施し、映像確認が不十分であることが認められた場合は、事業管理課長から、管理監督者・映像確認者に対し指導書を交付
【平成 30 年度】
◇ 運行管理システム（G P S 車載器を含む）の機能である安全運転メニューの具体化（各運転者の安全運転診断等）を行った。
◇ 「運行管理システム運用・操作マニュアル」に、これらの運用ルールについても盛り込み、ルール化した。
【平成 31 年度】
◇ 運行管理システムに追加した機能（各運転者の運転歴等）を活用し、安全運転指導の強化を行った。
『⑧について』
【平成 29 年度～】
◇ 事故発生リスクの低減をめざし、バックモニターや衝突防止装置、スライドドア等といった、車両装備の工夫・改善の可能性を検証した。

- ◇ 軽四輪車（183台）についてはバックモニターを、それ以外の車両（124台）については、バックモニター、スライドドア、衝突防止装置の搭載が可能との結果が得られたことから、平成29年度以降、更新車両に導入した。
- ◇ 更新車両だけでなく、既存車両へのバックモニターの導入も進めた。

2 市民サービスの向上

(3) 公務上の交通事故の削減のための取組

シートNo.15	安全運転指導の標準化
----------	------------

■目標

目標	スケジュール
<ul style="list-style-type: none">○ 指導者層の育成を目的とした研修を開催し、指導基準等の標準化を徹底する。<ul style="list-style-type: none">・ ドライブレコーダーの映像確認方法、指摘基準にかかる研修会の開催（年3回程度）・ 平成28年度の事故事例を分析し、対策を考える研修会の開催・ 自らの運転を振り返り、指摘の視点等を養うことを目的に、運転診断を受講	平成29年度以降、実施

■取組の方向性等

現状と課題	<ul style="list-style-type: none">○ ドライブレコーダーを活用した指導強化・安全運転の徹底や事故発生事案に対する「なぜなぜ分析※」による検証を実施するなど、様々な取組を行ってきた。 ※ ある問題とその問題に対する対策に関して、その問題を引き起こした要因（「なぜ」）を提示し、さらにその要因を引き起こした要因（「なぜ」）を提示することを繰り返すことにより、その問題への対策の効果を検証する手段のこと○ 環境事業センター間で、ドライブレコーダーの映像確認方法やなぜなぜ分析の精度に差があり、特に各環境事業センターの指導者層のスキルアップが必要である。
戦略・取組の方向性	<ul style="list-style-type: none">○ 指導者層の育成を目的とした研修を開催し、指導基準等の標準化を徹底する。

■取組の成果

成果	評価
◇ 平成29年度以降、目標とした研修会を予定どおり開催するとともに、更なる研修にも取り組むことができた。	達成

■各種取組内容（年度別）

取組内容
<p>【平成 29 年度～】</p> <p>《管理監督者向け》</p> <ul style="list-style-type: none">◇ 外部の指導員研修の受講◇ 外部の気配り運転研修（運転診断）の受講◇ 外部講師によるなぜなぜ分析の精度向上を図るための研修実施 <p>《運転登録職員向け》</p> <ul style="list-style-type: none">◇ 外部講師による研修実施◇ 局の事故防止取組、運転手と作業員の連携にかかるカリキュラムで、内部講師による研修を実施◇ 後退時の安全確認及び誘導に関する映像資料を作成し、全環境事業センターで研修を実施（全職員を対象） <p>《ドライブレコーダーの映像確認の徹底》</p> <ul style="list-style-type: none">◇ 映像確認方法の変更 ※シートNo.13 再掲) 期間中に運転に従事した全ての運転登録職員の映像を、2か月に1回、各部門監理主任が担当する班を基本に運転登録職員の映像確認を行い、あわせて誰が誰の運転を確認（指摘）したのかを記録（映像確認の責任を明確化）するとともに、映像の再確認・再々確認を実施 <ul style="list-style-type: none">① 部門監理主任が全運転従事職員の映像確認（1回目）② 技能統括主任・安全担当の部門監理主任等が指摘のなかつた映像のうち2割以上について再確認（2回目）③ 再確認のうち指摘の無かつた映像の5割以上について、所長・担当課長による再々確認を実施（3回目）④ 事業管理課でも映像確認のチェックを実施し、映像確認が不十分であることが認められた場合は、事業管理課長から、管理監督者・映像確認者に対し指導書を交付◇ 服務指導会議で映像確認の再徹底を指示◇ ドライブレコーダー映像確認方法と指摘基準の標準化に向けた研修実施 <p>【平成 30 年度～】</p> <p>《管理監督者向け》</p> <ul style="list-style-type: none">◇ 管理監督者の交通法規、事故の社会的責任の理解度の向上とともに、コメントリー、安全な誘導についての技術的な指導方法を主とする、交通法規・運転方法等の講習、技術研修を実施◇ KM 式安全運転適性検査結果により、部門監理主任が部下職員に結果を手渡し、コミ

ユニケーションを取りながら運転指導するためのスキルを養成する講習を7月に実施

- ◇ 全運転登録職員にKM式安全運転適性検査を実施
『ドライブレコーダーの活用』
 - ◇ 5月には追突事故、6月には交差点の通行方法、12月にはコメントリー運転に関する映像資料を作成し、全環境事業センターで研修を実施（全職員を対象）
 - ◇ 7月～11月に事故事例を基にした原因と対策の説明を実施
『交通事故防止対策を担当する職員の育成』
 - ◇ 各センターのドライブレコーダーの映像確認の標準化に向けて、外部研修や業務を遂行する中で、運転技能・指導力を育成
 - ◇ 5月に大阪ガスオートの運転研修を受講
『ドライブレコーダーの映像確認の徹底』
 - ◇ 6月に服務指導会議で公務上交通事故・交通法規違反の防止に向けた取組（ドライブレコーダー映像確認とコメントリー運転等）の徹底を改めて指示
 - ◇ ドライブレコーダーの映像確認方法の標準化を図るため、7月から事業管理課からセンターに出向いての映像確認を実施
 - ◇ 8月24日に実施した事業所長連絡会において、各センターのドライブレコーダーの映像確認の頻度を高め、コメントリー運転等の徹底を業務命令として厳に指示
(平成29年度取組からの変更点)
 - ・ ドライブレコーダーの映像確認について、期間中に運転に従事した全ての運転登録職員の映像を、「2か月に1回」から「1か月に1回」に頻度アップして実施
 - ・ 各部門監理主任は、少なくとも毎日1件の映像確認を実施
 - ・ 各部門監理主任の映像確認の実施状況を集約し、事業管理課へ報告
 - ・ 不適正運転の指摘漏れが多い映像確認者に対し、適宜研修・指導を実施
 - ・ 改善確認の時期を指導から1週間後とし、改善が確認されるまで運転指導を継続
 - ・ ドライブレコーダーの映像確認から重大な危険運転を行うことが判明した職員に対し、運転登録職員から即時除外
 - ・ 運転担当職員だけでなく、同乗する職員についてもコメントリー運転を徹底
 - ◇ 12月から、上記に加えて次の点を変更し、更なる取組の強化
 - ・ 迅速な再チェックと指導の徹底を図るため、一次確認で適正と判断されたドライブレコーダー映像について、全映像の再確認を、所長（課長・課長代理）、技能統括主任が分担して翌日に実施
- 【平成31年度～】
『管理監督者を対象とした研修』

- ◇ 危険予知トレーニングの実施方法についての講習を 7 月に実施
《ドライブレコーダーの活用》
- ◇ ドライブレコーダーの映像確認を重点取組みとして継続中
- ◇ 事業管理課からセンターに出向いての映像確認を継続実施
《映像を活用した研修》
- ◇ 事故映像を編集した、再発防止策の講習映像等を毎月作成
- ◇ 各センターで上記映像を活用した研修を毎月開催
《実施予定》
- ◇ 大阪ガスオートサービスの「気配り運転研修（運転診断）」の活用拡大の検討
- ◇ 保険会社講師による運転登録職員を対象とした全体研修の開催（10 月から 11 月）

2 市民サービスの向上

(4) 災害時の対応

シートNo.16	マニュアルの作成
----------	----------

■目標

目標	スケジュール
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「災害廃棄物業務実施マニュアル」・「環境事業センター毎の災害時対応マニュアル」を作成する。 ○ 各職員にその役割を認識させる等の準備を行い、災害時に備えるため、震災訓練を実施する。(年2回程度) 	平成29年度中に「マニュアルの策定」並びに「震災訓練の実施」

■取組の方向性等

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害は、がれきや片付けごみ等の廃棄物の発生量も他の災害に比べて大量であるほか、交通の途絶等に伴い通常生活で排出されるごみについても平常時の収集・処理を行うことは困難となる。 ○ 大規模災害の被害による建物等のがれきや避難所で発生するごみ・し尿問題などに対しても、事前に十分な対策を講じておく必要がある。 ○ 地域におけるごみの排出状況や道路状況に応じて収集計画を策定し収集体制を調整するとともに、住民・事業者への周知を行うなど、環境事業センターが発災後の迅速・適切なごみ収集のコントロールタワーとしての機能を果たすべく、機能強化を図る必要がある。
戦略・取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年3月に策定した「大阪市災害廃棄物処理基本計画」をもとに、大規模災害に伴い発生する災害廃棄物に備える体制整備や発生時における災害廃棄物処理等に関し、事前に緻密な準備を行うため、「業務実施マニュアル」を作成する。

■取組の成果

成果	評価
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 「災害廃棄物業務実施マニュアル」・「環境事業センター毎の災害時対応マニュアル」を策定するとともに、震災訓練を実施した。 ◇ 地域・区役所との合同防災訓練実施の拡大を図るとともに、その際に、市民向けに作成した災害発生時ごみ処理リーフレットを配布した。 ◇ 平成30年9月に発生した台風21号による災害ごみへの対応について、的確に対応することができた。 	達成

■各種取組内容（年度別）

取組内容
<p>【平成 29 年度】</p> <p>◇ 大阪市災害廃棄物処理基本計画・業務実施マニュアル（平成 29. 3 策定）の見直しを実施</p> <ul style="list-style-type: none">・ 熊本県及び熊本市の災害がれきの二次仮置場を視察し、熊本市よりがれきの処理方法などを中心にヒアリング実施・ 南海トラフ巨大地震及び上町断層帯地震時における区ごとの災害廃棄物発生量から、想定仮置場必要面積と仮置場候補地の一覧表を作成・ 災害廃棄物の仮置場として公園及び 5,000 m²を超える未利用地を検討対象とし、24 区全域の小学校区別に整理し、環境事業センターにおいて各公園等の状況を確認・ 大阪府警本部と協議し、緊急通行車両として、必要最小限の車両を事前登録・ 災害時のし尿処理に向けて、備蓄トイレと仮設トイレを購入（段階的に購入） <p>◇ これらの内容を加味し、各環境事業センターで業務実施マニュアルを、順次ブラッシュアップし、更に区役所や地域との調整を行った。</p> <p>（業務マニュアルの内容）</p> <p>各環境事業センター管内のごみ収集輸送計画、片付けごみの仮置場や不法投棄防止対策、市民への広報・周知</p> <p>◇ 震災訓練の一環として、環境事業センター業務主任以上の職員で、かつ公共交通機関を利用せず、1 時間以内で出勤可能な一部職員を対象として事業研修（一般的な防災訓練）を実施するほか、平成 30 年 1 月にはマニュアルに沿った震災総合訓練を実施した。</p> <p>◇ 災害時の停電時に備え、通信設備の非常用電源として、環境事業センターに発電機を購入（2 月）した。</p> <p>【平成 30 年度】</p> <p>◇ 災害時には、市民の協力が必要不可欠であることから、災害時における市民の役割について周知が図れるよう、市民向け災害発生時ごみ処理リーフレットを作成・配布した。</p> <p>◇ 環境事業センターと地域・区役所が合同防災訓練を実施した。（仮設トイレ組み立て等） ※ 平成 30 年度 合同防災訓練実施回数 27 回</p> <p>◇ 6 月 18 日に発生した地震を教訓とする震災訓練を、9 月 3 日・5 日に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 職員の連絡体制確保（メール、ライン等を活用し速やかに職員の安否確認を実施）・ 環境局本部設置（第 1 参集者から順次対応：徒歩 1.5 時間以内）

- ・仮設トイレ組み立て訓練
 - ・事業管理課から環境事業センターへの仮設トイレの設置指示訓練
 - ・事業管理課全体で役割分担し、環境事業センターとの連絡体制を確保
- ◇ 訓練用として、集積場（公園）の不法投棄防止用物品を購入した。
- ◇ 1月17日に、全市的な防災訓練に加え、次の内容の訓練を実施した。
- ・職員安否確認訓練
全職員を対象にメール等を活用し、職員の安否確認を実施
 - ・仮置き場設置訓練
災害がれき担当（環境施策課）及び総務課で仮置き場候補地を選定
環境事業センターで環境局未利用地及び公園において、仮置き場として使用することを想定し、トラロープ及びカラーコーンで封鎖
 - ・協定に基づく連携訓練
災害がれき担当（産業廃棄物規制）及び総務課で契約書及び仕様書の作成訓練を実施
- ◇ 全車に搭載するG P S車載器に、災害発生通知機能・災害避難場所表示機能を追加した。
- 【平成31年度】**
- ◇ 平成30年9月の台風21号発生時に午後からの収集作業を一時中断、再開するなど、ごみの排出・収集に関して市民に混乱を招いた教訓を活かして、令和元年7月、台風等の強風時にごみ収集を中止する基準を設けた。
- ◇ 大阪市域に大規模災害が発生したことを想定した震災訓練を、9月2日・5日に実施した。
- ・職員の連絡体制確保（メール、ライン等を活用し速やかに職員の安否確認を実施）
 - ・環境局本部設置（第1参考者から順次対応：徒歩1時間以内）
 - ・訓練用の不法投棄防止用物品（トラロープ等）を設置し、集積場（公園）への不法投棄の防止訓練
- ◇ 環境事業センターと地域・区役所が合同防災訓練を実施した。（仮設トイレ組み立て等）※令和元年10月時点 合同防災訓練実施回数36（予定を含む）

2 市民サービスの向上

(4) 災害時の対応

シートNo.17	他都市等との連携強化
----------	------------

■目標

目標	スケジュール
<p>⑦ 公益社団法人全国都市清掃会議（以下、「全都清」という）への要望</p> <ul style="list-style-type: none"> 各都市が直ちに派遣できる車両や人員数を全都清へ連絡し集約できる体制整備や、大規模災害時における構成市の連絡先の集約について要望する。 <p>① 近隣自治体等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府と連携を図るとともに、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の構成市である八尾市、松原市や関係団体等についても、災害時の具体的な連携強化策について調整する。 <p>⑨ 本市の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市が被災した場合は、被害状況やごみ排出状況等の情報収集を早期に全都清などへ支援要請できる体制を整備する。 	平成29年度に実施

■取組の方向性等

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時における他都市へのごみ収集の支援体制について、環境省や公益社団法人全国都市清掃会議（以下、「全都清」という）からの要請に基づき各都市が応援しているが、全都清において、各都市の派遣可能な部隊の詳細について即時に集計できていない状況にある。 各都市が全都清からの要請により被災地域へ応援するには発災1週間後からとなることから、迅速な対応となっていない。
戦略・取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 全都清への要望 <ul style="list-style-type: none"> 早急に全都清から各都市へ応援要請ができるように、各都市が直ちに派遣できる車両や人員数を全都清へ連絡し集約できる体制整備を要望する。また大規模災害時の構成市の連絡先の集約についても要望する。 近隣自治体等との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> 大阪府と連携を図るとともに、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の構成市である八尾市、松原市や関係団体等については、災害時の連携強化が必要であることから、本市で作成する計画等をもとに災害時の具体的な連携強化策について調整する。

	<p>○ 本市の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市が被災した場合は、被害状況やごみ排出状況等の情報収集を早期に全都清などへ支援要請できる体制を整備する。
--	--

■取組の成果

成果	評価
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 他都市等との連携強化に向けて、調整を行った。 ◇ 一般社団法人 大阪市一般廃棄物適正処理協会及び公益社団法人 産業資源循環協会との間で、「災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定書」を締結し、対応マニュアルを策定した。 ◇ 一般廃棄物適正処理協会及び産業資源循環協会と合同防災訓練を実施した。 	達成

■各種取組内容（年度別）

取組内容
<p>【平成 29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 全国都市清掃会議総会において、「大規模災害発生時において、他都市等から被災地へ、より早い段階でごみ処理支援が可能となる手法の検討を進めるよう」要望した。 ◇ 第1回大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会において、環境省近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課と、仮置場の設置等、広域的な協力体制の必要性について協議した。 ◇ 大阪府・大阪市・堺市環境行政連絡協議会の場において、災害時の連携・協力体制の構築について提言した。 ◇ 政令市の災害廃棄物処理窓口（連絡先）の照会を行い、把握した。 ◇ 大阪府災害廃棄物処理計画で大規模災害発生時に連携することが定められている「大阪エリア」の3市（大阪市・八尾市・松原市）が集まり、災害時の相互応援等協力体制の構築などについて話し合いを行い、連絡体制を構築した。 ◇ 一般社団法人 大阪市一般廃棄物適正処理協会との間でワーキングを実施し、「災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定書」を締結し、対応マニュアルを策定した。 ◇ 公益社団法人大阪府産業廃棄物協会との間でも、「災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定書」を締結し、現在、対応マニュアル策定に向け作業を進めている。 ◇ 災害時に係る、港湾局・建設局・都市整備局・教育委員会事務局・契約管財局と調整を行った。

【平成 30 年度～】

- ◇ 平成 30 年 9 月の台風 21 号に伴う対応として、一般廃棄物適正処理協会に対し、災害ごみに対する本市処理手数料の減免を実施した。
- ◇ 一般廃棄物適正処理協会及び産業資源循環協会と合同防災訓練を実施した。

3 改革の徹底

(1) P D C Aサイクルの徹底

シートNo.18	改革検討委員会の実施
----------	------------

■目標

目標	スケジュール
環境事業センター改革検討委員会（以下、「改革検討委員会」という）を開催し、各種の取組状況を把握しながら、改革プラン実現のための取組を強化する。	改革プラン策定以降（平成29年6月）、隔月で開催

■取組の方向性等

現状と課題	<ul style="list-style-type: none">○ 環境事業センターの服務規律の確保、公務上の交通事故防止、さらなる業務の効率化等の諸課題について、職員一人ひとりの問題であることを自覚し、職員のより一層の意識改革につなげていくため、「環境事業センター改革検討委員会」を設置した。○ 改革プランを実現するため、引き続き様々な取組を検討・実施するなど、改革の取組を強化する必要がある。
戦略・取組の方向性	<ul style="list-style-type: none">○ 改革検討委員会のもとに、「服務・活性化部会」・「交通事故防止対策部会」・「作業効率化部会」を設置し、取組を行う。 【各部会の役割】<ul style="list-style-type: none">・ 服務・活性化部会…服務規律の確保に向けたガバナンス体制の検討や人材育成の促進、職員の意識改革をはじめとする職場活性化策の検討などを行う。・ 交通事故防止対策部会…公務上の交通事故防止に向けた各種取り組み、運転登録職員制度（新規登録職員の育成等）の検討などを行う。・ 作業効率化部会…現状の作業効率の検証と柔軟な作業形態の導入等による作業の効率化の検討などを行う。○ 5S・標準化アクションプランを策定し、5Sに自らが取り組む自律的な職員の育成に向け、職員の意識改革や組織風土を改善させるため、「5Sチェックリスト」により定期的に点検に取り組む項目を示した「5S行動計画書」を実践するほか、公務上の交通事故件数削減に向け「環境局安全運転マニュアル」の遵守に向けた取り組みを進めることにより安全運転を徹底させ、公務上の交通事故を削減していく。

■取組の成果

成果	評価
◇ 平成 29 年 6 月以降、隔月で開催し、各種取組について、スピード感をもって検討・実施するとともに、実施に課題がある場合には改善策を講じるなど、P D C A サイクルを徹底することができた。	達 成

■各種取組内容（年度別）

取組内容
<p>各種取組について、スピード感をもって検討・実施するとともに、実施に課題がある場合には改善策を講じるほか、作業の進捗管理を行った。</p> <p>【平成 29 年度】</p> <p>◇ 平成 29 年 6 月、改革プランに掲げる目標達成に向けて、P D C A サイクルの徹底を図る組織として、改革検討委員会の機能強化を行った。</p> <p>◇ 改革検討委員会の傘下に設置する「服務・活性化部会」、「交通事故防止対策部会」、「作業効率化部会」において、改革プランの目標達成に向けた各種取組について、それぞれの視点から議論を重ね、その結果を改革検討委員会に報告・議論し、その取組を実践するという手法により進めた。</p> <p>【平成 30 年度】</p> <p>◇ 平成 30 年 5 月には、地域・区役所との更なる連携策を検討するため「地域連携部会」を立ち上げ、検討を進めた。</p> <p>【平成 31 年度】</p> <p>◇ 次期計画の策定に向けて、この 3 年間の検証と次期計画の方向性の検討を進めている。</p>

3 改革の徹底

(2) 組織対応の活性化

シートNo.19	運営評価の継続実施
----------	-----------

■目標

目標	スケジュール
環境事業センター全体の運営の質的向上を図る「運営評価」を継続実施する。	毎年度、上半期に運営評価を実施し、下半期に評価結果を公表する。

■取組の方向性等

現状と課題	<ul style="list-style-type: none">○ 平成 28 年度より環境事業センターの運営活動が適正に実施されているかどうかを客観的に評価し、課題を抽出する目的で、試行的に実施した。(118 項目による評価)○ 今回がはじめての取組であったため、運営評価の趣旨を理解し、事前準備に注力している環境事業センターがある一方で、事前準備に万全を期すことなく、運営評価に臨む環境事業センターがあり、環境事業センター間で大きな差がでている。
戦略・取組の方向性	<ul style="list-style-type: none">○ 改革プラン実現のためのツールとして、本格的かつ継続的に取組を実施することにより、明らかになった課題に対し、環境事業センターが自主的に改善に取り組むことで、運営の質的向上をめざす。

■取組の成果

成果	評価
◇ 当初予定どおり実施することができ、環境事業センターごとで昨年度との伸び率に違いはあるものの、総体として、前年度を上回る結果が得られ、運営の質的向上が図られた。	達成

■各種取組内容（年度別）

取組内容
【平成 29 年度】
◇ 環境事業センターの運営活動（機能）が適切に実施されているかどうかを客観的に評価し、その結果、明らかになった課題に対し、環境事業センターが改善に取り組むことで、運営の質的向上を図った。（評価項目を 5 領域に分類し、全 114 項目で実施）
・ 平成 29 年 7～9 月 実地調査を実施
・ 同年 10 月 運営評価結果を公表
・ 平成 30 年 2 月 運営評価結果の総合点上位 3 センターに対し、表彰を実施
【平成 30 年度】
◇ 環境事業センターの運営活動（機能）が適切に実施されているかどうかを客観的に評価し、その結果、明らかになった課題に対し、環境事業センターが改善に取り組むことで、運営の質的向上を図った。（評価項目を 5 領域に分類し、全 120 項目で実施）
・ 平成 30 年 7～9 月 実地調査を実施
・ 平成 29 年 10 月 運営評価結果を公表
・ 平成 31 年 2 月 運営評価結果の総合点上位 3 センターに対し、表彰を実施
【平成 31 年度】
◇ 環境事業センターの運営活動（機能）が適切に実施されているかどうかを客観的に評価し、その結果、明らかになった課題に対し、環境事業センターが改善に取り組むことで、運営の質的向上を図った。（評価項目を 5 領域に分類し、全 124 項目で実施）
・ 令和元年 7～9 月 実地調査を実施
・ 令和元年 10 月 運営評価結果を公表
・ 令和 2 年 2 月（予定） 運営評価結果の総合点上位 3 センター及び、特別賞として 2 センターに対し、表彰を実施

これまでの各種取組

- | | |
|--|----------|
| ○ 改革プラン策定以降の取組（平成 29 年 6 月～）
環境事業センター改革検討委員会 ほか | ・・・ 49 頁 |
| ○ 各種取組事例 | |
| (1) 作業の効率化 | ・・・ 56 頁 |
| (2) 交通事故防止対策 | ・・・ 59 頁 |
| (3) 服務・活性化 | ・・・ 68 頁 |
| (4) 地域・区役所との連携強化 | ・・・ 75 頁 |
| (5) 運営評価 | ・・・ 86 頁 |

« 改革プラン策定以降の取組（平成 29 年 6 月～） »

★ 環境事業センター改革検討委員会

1 構成

委員長 局長

副委員長 理事

委員 総務部長、事業部長、改革担当部長、総務課長、企画課長、職員課長、事業管理課長、家庭ごみ減量課長、運営改革担当課長、環境事業センター所長 4 名（各部会代表）

委員会の傘下に 4 部会を設置

- ◇ 服務・活性化部会
- ◇ 交通事故防止対策部会
- ◇ 作業効率化部会
- ◇ 地域連携部会

2 進め方

- ・ 「改革プラン」を進めるにあたっては、P D C A サイクルを推進する観点から、取組を漫然と実施するのではなく、計画どおり進捗しているか、また、目標とした成果があがっているか、局長をトップとする環境事業センター改革検討委員会において隔月毎に定期的に点検・評価し、期待どおりの成果が得られていない場合には、改善を図ってきた。
- ・ また、組織横断的な観点から、同改革検討委員会を中心として、先にあげた 4 つの部会を活用しながら、それぞれの取組ごとに各部会で連携を図り、改革を推進していくこととした。
- ・ 検討にあたっては、職員それぞれが、ネガティブな感情を排し、改革項目に取り組むことで、より一層の意識改革につなげていくとともに、P D C A サイクルの徹底を図ってきた。

3 実施状況

【第 7 回】

日時：平成 29 年 6 月 9 日（金）午後 3 時～

内容：

- (1) 今後の進め方
 - ① 環境事業センター改革検討委員会の機能強化（要綱等の改定）
 - ② 「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン」推進体制（案）
 - ③ 各部会の役割
 - ④ P D C A サイクルの徹底（運営評価の実施）
- (2) 各部会の取組・検討状況等の報告（平成 29 年 6 月 9 日現在）
 - 1) 服務・活性化部会

- ・勤怠改善プログラム実施要領改正にかかる検証
 - ・職員記録書
 - ・勤務時間中のたばこの携行禁止にかかる取組の追加
 - ・職員室を活用した職員の意識改革及び環境事業センターの活性化等
- 2) 交通事故防止対策部会
- ・ドライブレコーダーの指摘事項確認結果報告
 - ・管理監督者研修の実施結果
 - ・「環境局運転登録職員に関する要綱」の改正

【第8回】

日時：平成 29 年 8 月 21 日（月）午前 10 時～

内容：

- (1) 各部会における進捗状況（平成 29 年 8 月 21 日現在）
 - ① 弹力的な勤務形態等の導入
 - ② 職員のモチベーション向上策の検討
 - ③ 現業管理体制のあり方検討（主任準則の改定）
 - ④ 粗大ごみ・環境整備業務等にかかる効率化の検討
 - ⑤ G P S の試行実施結果
 - ⑥ 交通事故防止対策にかかる研修
 - ⑦ 作業準備時間の見直しに伴う隙間時間の集約
 - ⑧ 事故件数の見える化
 - ⑨ 市民周知のみで対応可能な効率化策
- (2) 取組状況の報告
 - ⑩ ドライブレコーダーの映像確認方法
- (3) 改革プランにかかる職員アンケート結果（速報）

【第9回】

日時：平成 29 年 10 月 27 日（金）午前 9 時 30 分～

内容：

- (1) 各部会における進捗状況（平成 29 年 10 月 27 日現在）
 - ① 現業管理体制のあり方
 - ② 交通事故防止にかかる研修の方向性
 - ③ 一斉休憩適用除外
 - ④ 現業管理主任 作業用名札の導入
 - ⑤ 組織改編に伴う効果
- (2) 取組状況の報告
 - ⑥ 交通事故削減・防止に向けた取組みの強化
- (3) 環境事業センター運営評価 結果報告

【第 10 回】

日時：平成 29 年 12 月 21 日（木）午前 9 時 30 分～

内容：

- (1) 各部会における進捗状況（平成 29 年 12 月 21 日現在）
 - ① 交通事故防止対策に専念する職員
 - ② 誘導研修に関する対策案
 - ③ 主任準則等に規定する業務を怠った場合の対策（措置）
 - ④ 業務マニュアル（現業管理主任用）
- (2) 取組状況の報告
 - ⑤ 現業管理主任 作業用名札の作成
 - ⑥ 着眼点シートの変更
- (3) 改革プランの進捗状況
- (4) 環境事業センター運営評価結果に対する取組について
 - ⑦ 平成 29 年度 環境事業センター運営評価表彰の実施
 - ⑧ 職員室クリーンアップ作戦の実施

【第 11 回】

日時：平成 30 年 1 月 30 日（火）午後 3 時 30 分～

内容：

- (1) 改革プランの進捗状況の公表
- (2) 各部会における進捗状況（平成 30 年 1 月 30 日現在）
 - ① 運行管理システム（G P S 車載器を含む）の導入
 - ② 災害時における地域・区役所との連携
- (3) 取組状況の報告
 - ③ 映像を活用した後退研修の実施
 - ④ 平成 29 年度 環境局部門監理主任・業務主任服務研修実施報告
- (4) その他
 - ⑤ コメンタリー運転の本格実施

【第 12 回】

日時：平成 30 年 3 月 29 日（木）午前 9 時 30 分～

内容：

- (1) 平成 30 年市会（定例会）における質疑状況等
- (2) 改革プランの進捗状況
- (3) 各部会における進捗状況（H30. 3. 29 現在）
 - ① 打刻もれ防止の取組
 - ② 「災害発生時ごみ処理リーフレット」の作成
 - ③ 業務マニュアル（現業管理主任用）に沿った日々の業務

【第 13 回】

日時：平成 30 年 5 月 29 日（火）午前 9 時 30 分～

内容：

（1）実施体制等

- ① 環境事業センター改革検討委員会の体制の変更（要綱改正等）
- ② 平成 30 年度 環境事業センター改革検討委員会の検討体制

（2）P D C A サイクルの徹底（平成 30 年度運営評価の実施）

（3）各部会の今後の検討予定

- ① 検討テーマ
- ② 検討スケジュール

（4）各部会における検討経過報告

- ① 環境事業センター「地域班」にかかる業務の検討
- ② 想定される課題
- ③ 打刻もれ防止の取組
- ④ 平成 30 年度の方向性

（5）その他

- ① 映像を活用した追突事故防止研修の実施
- ② 「基本動作・職員室状況の実態評価」結果
- ③ 運行管理システム（G P S 車載器を含む）

【第 14 回】

日時：平成 30 年 7 月 27 日（金）午前 9 時 30 分～

内容：

（1）各部会における進捗状況（H30. 7. 27 現在）

- ① 打刻もれ防止の取組（今後の進め方）
- ② センター個別による事故防止対策
- ③ ドライブレコーダー指摘率向上策の検討
- ④ 環境事業センター「地域班」にかかる業務

（2）ドライブレコーダーにかかる映像確認の徹底

（3）その他

- ① 運営統計資料から見た考察
- ② 運行管理システム（G P S 車載器を含む）

【第 15 回】

日時：平成 30 年 10 月 9 日（火）午後 1 時 15 分～

内容：

（1）各部会における進捗状況（H30. 10. 9 現在）

- ① 更なる効率化に向けた検討
 - ② 区役所と連携した展示提供の新たな取組
 - ③ 環境事業センター職員の応急措置技能向上の取組
 - ④ 環境局で実施しているイベントや活動情報の活用
- (2) 取組状況の報告
- ① 7月に実施した「打刻もれ防止強化月間」取組の結果
 - ② ドライブレコーダーの映像確認の取組結果
- (3) 環境事業センター運営評価 結果報告
- (4) 改革プランの進捗状況（平成30年度中間報告）
- (5) その他
- 運行管理システム

【第16回】

日時：平成30年12月7日（金）午前9時30分

内容：

- (1) 各部会における進捗状況（H30.12.7現在）
 - ① 区役所と連携した展示提供の新たな取組
 - ② 廃棄物減量等推進員の活性化
 - ③ モラル向上推進月間の実施
 - ④ 事故防止にかかる自主研修取組の活性化
 - ⑤ 環境事業センター「地域班」にかかる業務マニュアルの策定
 - ⑥ 現業管理体制による作業・人事管理の検討
- (2) 運行管理システム
- (3) ドライブレコーダーの映像確認の取組結果及び再確認・再々確認方法の見直し
- (4) 収集輸送事業にかかる運転状況等の実地調査結果
- (5) その他
 - 各部会におけるこれまでの取組と実施状況

【第17回】

日時：平成31年1月29日（金）午前9時00分

内容：

- (1) 各部会における進捗状況（H31.1.29現在）
 - ① モラル向上推進月間
 - ② 安全体操の完全実施
 - ③ 現業管理体制による作業・人事管理の検討
 - ④ 「地域・区役所との連携」にかかる業務マニュアルの策定
- (2) 運行管理システム

- (3) ドライブレコーダーの映像確認の取組結果
- (4) コメンタリー運転動画の作成
- (5) その他
 - 自主研修の取組（中部・南部）

【第 18 回】

日時：平成 31 年 3 月 28 日（金）午後 2 時 00 分

内容：

- (1) 各部会における進捗状況（H31. 3. 28 現在）
 - ① 「地域・区役所との連携」にかかる業務マニュアルの策定
 - ② スマートフォンアプリ「さんあ～る」利用促進のための環境事業センターにおける普及啓発の取組
 - ③ 現業管理体制による作業・人事管理の検討
 - ④ 運行管理システムを活用した事故防止対策
 - ⑤ 出退勤打刻もれの取組
- (2) 「基本動作・職員室状況の実態評価」結果
- (3) その他
 - 改革プランの進捗状況

【第 19 回】

日時：令和元年 5 月 28 日（火）午後 4 時 00 分

内容：

- (1) 実施体制等
 - ① 環境事業センター改革検討委員会の体制の変更（要綱改正等）
 - ② 環境事業センター改革検討委員会の検討体制
- (2) 今後の検討予定
- (3) P D C A サイクルの徹底（平成 31 年度運営評価の実施）
- (4) その他
 - 改革プラン ポスターの作成

【第 20 回】

日時：令和元年 7 月 30 日（月）午前 9 時 30 分

内容：

- (1) 各部会における進捗状況（R1. 7. 30 現在）
 - ① これまでの取組に対する点検・評価について
 - ② 車内の整理整頓について
 - ③ 運行管理システムを活用した事故防止対策について

- ④ 運行管理システムの更なる活用策について
 - ⑤ 地域班のあり方・業務の進め方について
- (2) その他
- 環境事業センターへの査察実施結果

【第 21 回】

日時：令和元年 10 月 7 日（火）午後 3 時 30 分

内容：

- (1) 各部会における進捗状況（R1. 10. 7 現在）
 - ① 職員記録書について
 - ② 車内の整理整頓について
 - ③ 管理監督者研修の実施及び安全運転宣言について
 - ④ 運行管理システムを活用した事故防止対策について
 - ⑤ 地域班の業務への“しきけ”（地域・区役所等への働きかけの方法等）などについて
- (2) 環境事業センター運営評価 結果報告について
- (3) 環境事業センターとの意見交換の実施について

★ 環境事業センター改革検討委員会 4 部会（平成 29 年 6 月～）

- ・ 服務活性化部会 17 回実施
- ・ 交通事故防止対策部会 18 回実施
- ・ 作業効率化部会 20 回実施
- ・ 地域連携部会（平成 30 年 5 月から発足） 12 回実施

« 各種取組事例（平成 28 年度～） »

（1）作業の効率化

◇ 収集作業の効率化（定数削減）

1. 実施趣旨・取組概要

ごみ収集量・搬入時間等のデータや収集コース図をもとに、効率化策について、各環境事業センターにおける地域実情に応じた意見・提案を加味しながら、徹底した意見交換・ヒアリングを実施（環境事業センターごとに 4 回以上実施）

2. 結果・成果

- ・一部収集車両に、隙間時間や車両能力の最大数量まで収集・積込を行えていない状況が明らかになるほか、更なる工夫の可能性も発見でき、平成 30・31 年度に実践する作業の効率化（152 名の削減）にかかる計画を具体化
- ・以降、計画に基づき実践し、収集状況（収集時間の遅延等）を注視しながら、必要に応じて微調整を行うなど、日常的な P D C A サイクルを回していくとともに、更なる効率化の可能性についても検討

3. 時期

平成 29 年 6 月～

◇ 組織改編に伴う効果

1. 実施趣旨・取組概要

- ・定曜日収集業務については、作業の効率化を見据え、行政区・ごみ種別の枠組みを見直し、作業・労務管理等を強化
- ・定曜日収集以外の「古紙・衣類」「持ち去り行為防止」「ふれあい」「粗大」「環境整備」「B R P」業務を「地域グループ」として相互連携を図ることで、グループ内で応援が可能となるため、隙間時間を有効に活用

2. 結果・成果

- ・主任準則を改正するほか、「業務マニュアル（現業管理主任用）」等でルール化
- ・地域・区役所との連携を強化するため、「環境事業センター 地域連携グループ マニュアル」を作成し、平成 31 年 4 月からマニュアルに基づき、地域へ展開

3. 時期

平成 30 年 4 月～

◇ 中継作業の実施

1. 実施趣旨・取組概要

住之江工場閉鎖に伴う輸送効率の悪化による作業遅延等の解消を目的に順次拡大

2. 結果・成果

実施済

3. 時期

平成 28 年 4 月～

◇ 粗大ごみ中継地の廃止

1. 実施趣旨・取組概要

城北環境事業センターと東南環境事業センターの粗大ごみ中継地業務を廃止し、粗大ごみ等について舞洲工場破碎設備へ直送

2. 結果・成果

廃止済

3. 時期

平成 29 年度～

◇ 市民周知のみで対応可能な効率化策

1. 実施趣旨・取組概要

行政区ごとに 1 日の作業回数が異なる環境事業センターにおいて、午前中に 1 行政区を集中的に収集し、午後に残りの行政区を収集することによる効率化案を検討

2. 結果・成果

各環境事業センターと事業管理課における意見交換会等で情報提供済

3. 時期

平成 29 年 9 月～

◇ 運行管理システム（G P S 車載器を含む）

1. 実施趣旨・取組概要

G P S 車載器を 650 台に搭載し、運行管理システムにより日々の走行・運転状況を把握することで、タイムリーかつスピーディな情報収集による徹底した作業管理を実践

2. 結果・成果

- 全車両に G P S 車載器を搭載し、運行管理システムの運用を開始

- 基本機能は、次のとおり

作業開始時間・作業終了時間（センターを出発・センターに到着した時間）、

指定した場所（収集コースごとのスタート・ゴール、工場搬入等）の通過時刻、
違反回数（速度超過、急ハンドル、急発進、急停止、アイドリング）

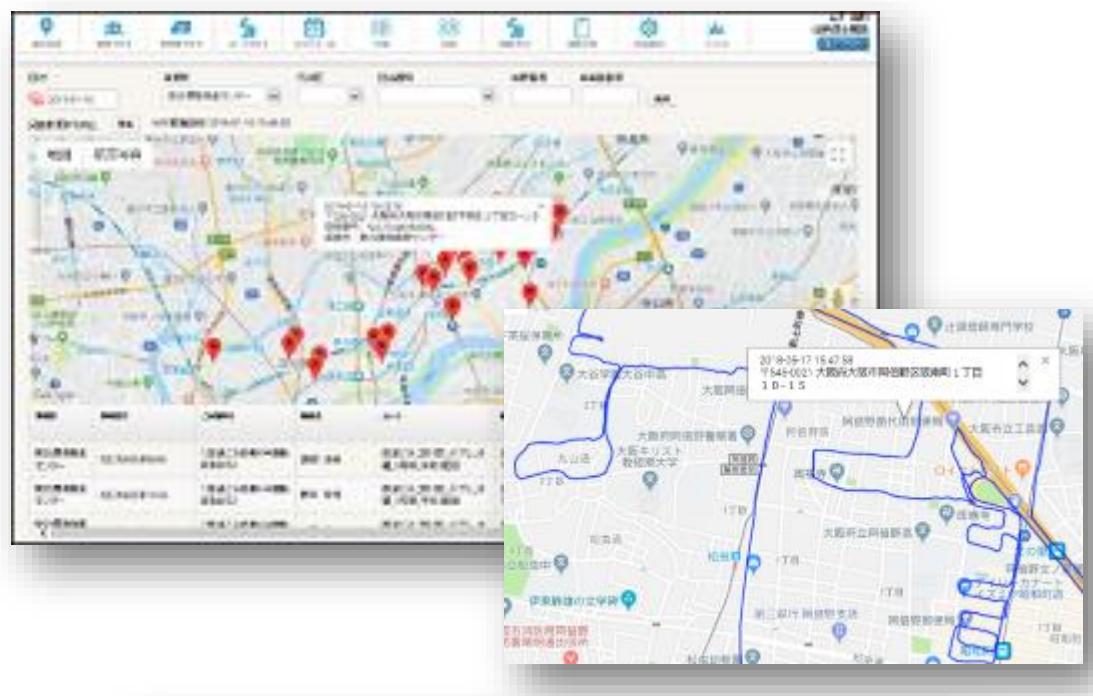
- 利便性の向上を図るため、随時機能を追加

(主な追加機能)

メール送受信機能（事務所 ⇄ 車両）、地図表示機能（AED 設置場所・災害避難場所）、
災害発生通知機能

3. 時期

平成 30 年 9 月～



(2) 交通事故防止対策

◇ ドライブレコーダーによる指導強化（その1）

1. 実施趣旨・取組概要

- ・ドライブレコーダーの映像を活用した研修の実施
- ・「なぜなぜ分析」の導入に係る研修の実施（運転従事3年目研修、管理監督者研修、保険会社の安全運転研修）
- ・平成28年7月27日以降の交通事故等から「なぜなぜ分析」を開始し、本人同伴で局への報告を実施

2. 結果・成果

事項	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
運転従事3年目研修	68人	31人	—	
管理監督者研修	53人	67人	527人	198人
保険会社の安全運転研修	700人	743人	918人	実施予定
事故発生者のなぜなぜ分析実施	36件	57件	30件	16件

※ 平成31年度は4月から10月までの実績

※ 「運転従事3年目研修」については、対象者数の減少等に伴い見直し

3. 時期

平成28年5月～

◇ 環境事業センター間巡視の拡大

1. 実施趣旨・取組概要

- ・従来から実施している環境事業センター間巡視の取組を拡大
- ・違反等行っている車両を発見した場合は、ドライブレコーダーで指摘内容を確認し「ごみ収集車両用ドライブレコーダー運用の手引き」に沿って環境事業センターにおいて指導
- ・指導後、月2回ドライブレコーダーの映像を確認
- ・平成31年1月から、車内での作業帽着用状況の確認も開始

2. 結果・成果

事項	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
巡視実施回数	95回	83回	83回	43回

※ 平成31年度は4月から10月までの実績

3. 時期

平成28年7月～

◇ 作業前ミーティングの活性化

1. 実施趣旨・取組概要

スローガンを作業前ミーティングにおいて全員で唱和

全体スローガン：スローガンを事業管理課で選定

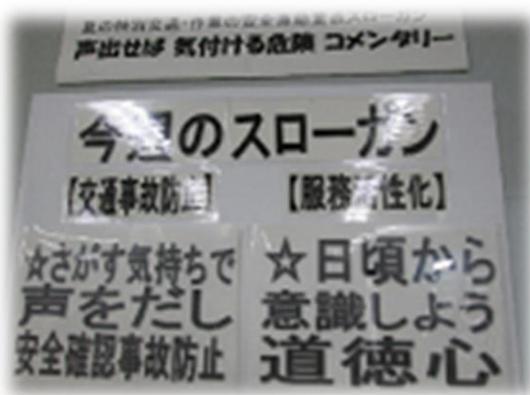
センタースローガン：スローガンを各環境事業センターが選定

2. 結果・成果

平成 29 年度運営評価における実地調査では、全環境事業センターで 2 種類のスローガン唱和が実施済

3. 時期

平成 28 年 7 月～



◇ 管理監督者研修の実施

1. 実施趣旨・取組概要

- 平成 29 年度は、①佐川急便の指導員研修及び大阪ガスオートサービスのビデオ診断システムを見学し、その結果報告として安全確認の重要性について説明
- 以降、②なぜなぜ分析の精度向上研修を開催し、ドライブレコーダーの映像確認のレベルの標準化に向けた研修を開催
- 平成 30 年度は、①環境局の交通事故分析・KM 式安全運転助言検査、②管理監督者の心構え・交通事故を起こすことによる損害、③コメンタリー運転等の指導方法など、計 3 回の講義を開催。さらに、運転診断を活用した実技指導を実施
- 平成 31 年度は、①危険予知トレーニングについての講義を開催。今後、②交通事故等を起こした職員と管理監督者を対象に安全確認や運転指導についての講義及び添乗指導を意識した実技研修を予定

2. 結果・成果

【平成 29 年度】

- ① 参加人数 29 人
- ② 参加人数 53 人

【平成 30 年度】

- ① 参加人数 171 人
- ② 参加人数 178 人
- ③ 参加人数 178 人

【平成 31 年度】

- ① 参加人数 198 人
- ② 参加人数 実施予定



3. 時期

平成 28 年 7 月～

◇ ドライブレコーダーの音声録音機能の活用

1. 実施趣旨・取組概要

事故防止対策にかかる作業手順の実施確認をするため、ドライブレコーダーの音声録音機能を活用し、ドライブレコーダーの映像確認時に合わせて状況を把握

2. 結果・成果

実施済・運用中

3. 時期

平成 28 年 10 月～

◇ ドライブレコーダー映像確認研修

1. 実施趣旨・取組概要

危険運転の指摘率について、環境事業センターと事業管理課の確認で違いがあることから、環境事業センターにおける映像確認時において、確認方法や危険運転の指摘基準等の標準化を図ることを目的に、映像確認者を対象に、交通違反映像をもとに研修を実施

平成 29 年度は、局会議室で所長・技能統括主任等を対象として実施、平成 30 年度は、全環境事業センターで部門監理主任等を対象に実施

こうした取組により、環境事業センターにおける映像確認のレベルが向上し、危険運転の指摘率の平準化が図られたことから、平成 31 年度については研修を見直し、事業管理課と各環境事業センターで同じ映像を見ながら、指摘箇所を確認し、更にその精度を向上

2. 結果・成果

事項	H29 年度	H30 年度
研修参加人数	33 名	73 名

3. 時期

平成 28 年 10 月～

◇ 安全運転マニュアルの改訂

1. 実施趣旨・取組概要

速度、一時停止、信号の順守、ドア開け、誘導時の注意、車両の大きさ等について追加記載

2. 結果・成果

研修等で活用

3. 時期

平成 28 年 11 月～

◇ ドライブレコーダー交通事故映像等を活用した研修

1. 実施趣旨・取組概要

- 交通事故・交通違反映像等を視聴し、交通事故の原因と対策を考える機会として、研修を実施
- 後退時の安全確認と誘導、交差点の通行方法、コメンタリーの実施方法等、安全運転のテーマごとの映像研修資料を作成し、研修を実施
- 研修終了後に、全環境事業センター統一様式によるアンケートを実施

2. 結果・成果

【研修テーマ】

- 29年度の事故の振り返り
- 追突事故
- 交差点の通行方法
- 事故映像を見て、事故原因と事故に至るまでの運転で改善すべき箇所を探すコメンタリー運転の確認
- サンキュー事故
- 右左折研修の振り返り
- 「後退誘導」と「ながら運転」
- 「危険予知運転」と「防衛運転」
- コメンタリー運転の模範映像
- 危険予測トレーニング
- 安全運転者研修の内容説明と多段階停止と死角
- コメンタリー運転の再確認
- 見通しの悪い交差点の通行方法
- 30年度の事故の振り返りと対策
- 横断歩行者保護の為の通行方法
- 横断歩行者保護の為の通行方法
- 車両感覚について
- 市民広聴により確認された不適切な運転行動の改善

【研修参加人数】

平成28年度～平成29年度延べ 16,612人

平成30年度延べ 13,418人

平成31年度延べ 9,895人

※ 平成31年度は4月から10月までの実績

3. 時期

平成28年11月～



◇ 無事故・無違反表彰

1. 実施趣旨・取組概要

現行の環境局長表彰の制度を活用し、個人表彰として「優良賞」を別枠で募集し、表彰を実施

2. 結果・成果

事項	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
表彰受賞人数	11 名	11 名	—	2 月予定

※ 平成 30 年度については、表彰見送り

※ 平成 31 年度は 4 月から 10 月までの実績

3. 時期

平成 28 年 12 月～



◇ 運転従事要件の見直し

1. 実施趣旨・取組概要

【制度概要】

- 交通事故等を起こした職員に対する対応の厳格化等を図ることを目的に、「交通事故等を起こした職員等の取扱に関する要綱」を一部改正
- 繰り返し交通事故を起こす職員、交通法規・内規を違反し事故を起こした職員、ドライブレコーダーで交通違反点数 2 点以上の交通違反を 2 度確認された職員に対し、運転登録を除外

2. 結果・成果

事項	H29. 2～H30. 3	H30. 4～H31. 3	H31. 4～R1. 10
運転登録除外 適用人数	13 名	20 名	18 名

3. 時期

平成 29 年 2 月～

◇ ドライブレコーダーによる指導強化（その 2）

1. 実施趣旨・取組概要

- 春・夏・年末年始の特別交通安全運動の実施後に、事業管理課でドライブレコーダーの映像を任意に抽出し、確認を実施
- 高リスク運転者の改善確認を実施

2. 結果・成果

【映像確認指摘率（局）】

事項	H28. 8	H29. 1	H29. 4	H29. 9	H30. 1
確認数	84 件	82 件	77 件	76 件	80 件
指摘数	59 件	50 件	37 件	22 件	19 件
指摘割合	70. 2%	61%	48%	28. 9%	24%
事項	H30. 4	H30. 7	H31. 1	R1. 6	
確認数	78 件	536 件	518 件	494 件	
指摘数	33 件	360 件	202 件	176 件	
指摘割合	42%	67%	39%	36%	

※ 平成 30 年 4 月以前は、コメントリーにかかる指摘件数を含んでいない。

3. 時期

平成 29 年 7 月～

◇ 局(ルシアス) 課長級による走行状況覆面調査

1. 実施趣旨・取組概要

- 公務上の交通事故・違反を削減していくことを目的として、「内部監察チーム（局課長級）」による環境事業センターの収集車両の運転状況の実地調査を実施し、交通違反が疑われる場合には、ドライブレコーダーの映像を確認のうえ、当該運転担当職員を指導
- あわせて、作業帽の着用状況などについても確認を実施

2. 結果・成果

事項	H29. 7～8	H29. 10～11	H30. 5～6	H30. 10～11	R1. 7～8
調査者	32 名	32 名	32 名	32 名	32 名
総件数	972 件	941 件	670 件	593 件	645 件
指摘件数	47 件	13 件	8 件	5 件	5 件

3. 時期

平成 29 年 7 月～

◇ コメントリー運転の取組

1. 実施趣旨・取組概要

- 「声を出す」ことによって安全意識を高める運転方法を緊急の取組として実施
- 運転担当職員と収集担当職員の連携と、収集担当職員の交通事故防止対策への参加を推進するため、収集担当職員の声出しについても実施

2. 結果・成果

各運転担当職員の安全運転への意識が高まるとともに、声を出して安全を確認する

ことにより見落としを防ぎ、交通事故の削減に効果を発揮

3. 時期

平成 29 年 7 月～

◇ 悪質な事例に対する局長からの直接指導

1. 実施趣旨・取組概要

特に悪質と思われる交通事故を発生した運転担当職員に対し、当該管理監督者も含めて、局長から直接指導を実施

2. 結果・成果

平成 29 年度から都度実施

3. 時期

平成 29 年度～

◇ ドライブレコーダーの映像確認の徹底（その 1）

1. 実施趣旨・取組概要

交通事故・交通違反及び市民広聴の抑制を図るため、映像確認方法を強化

【映像確認方法の変更】

期間中に運転に従事した全ての運転登録職員の映像を、2か月に 1 回、各部門監理主任が担当する班を基本に運転登録職員の映像確認を行い、あわせて誰が誰の運転を確認（指摘）したのかを記録（映像確認の責任を明確化）するとともに、映像の再確認・再々確認を実施

- ① 部門監理主任が全運転従事職員の映像確認。（1 回目）
- ② 技能統括主任・安全担当の部門監理主任等が指摘のなかった映像のうち 2 割以上について再確認（2 回目）
- ③ 再確認のうち指摘の無かった映像の 5 割以上について、所長・担当課長による再々確認を実施。（3 回目）
- ④ 事業管理課でも映像確認のチェックを実施し、映像確認が不十分であることが認められた場合は、事業管理課長から、管理監督者・映像確認者に対し指導書を交付

2. 結果・成果

環境事業センターでの確認の強化が図られ、危険運転の減少とともに、事業管理課との結果のかい離が縮小

3. 時期

平成 29 年 8 月～

◇ ドライブレコーダーの映像確認の徹底（その 2）

1. 実施趣旨・取組概要

上記「その1」の取組について、次の点を変更し、更に徹底強化

- ① ドライブレコーダーの映像確認について、期間中に運転に従事した全ての運転登録職員の映像を、「2か月に1回」から「1か月に1回」に頻度アップして実施
- ② 各部門監理主任は、少なくとも毎日1件の映像確認を実施
- ③ 各部門監理主任の映像確認の実施状況を集約し、事業管理課へ報告
- ④ 不適正運転の指摘漏れが多い映像確認者に対し、適宜研修・指導を実施
- ⑤ 改善確認の時期を指導から1週間後とし、改善が確認されるまで運転指導を継続
- ⑥ ドライブレコーダーの映像確認から重大な危険運転を行うことが判明した職員に対し、運転登録職員から即時除外
- ⑦ 運転担当職員だけでなく、同乗する職員についてもコメントリー運転を徹底

2. 結果・成果

環境事業センターでの確認の強化が図られ、危険運転の減少とともに、事業管理課との結果のかい離が縮小

3. 時期

平成30年8月～

◇ ドライブレコーダーの映像確認の徹底（その3）

1. 実施趣旨・取組概要

上記「その1」・「その2」の取組について、次の点を変更し、更に徹底強化

- 迅速な再チェックと指導の徹底を図るため、一次確認で適正と判断されたドライブレコーダー映像について、全映像の再確認を、所長（課長・課長代理）、技能統括主任が分担して翌日に実施

2. 結果・成果

環境事業センターでの確認の強化が図られ、危険運転の減少とともに、事業管理課との結果のかい離が縮小

3. 時期

平成30年12月～

◇ 安全運転宣言車の表示

1. 実施趣旨・取組概要

運転者に日々の安全運転の意識づけを行うため、ステッカーを作成し、車両の右側ドアに添付



2. 結果・成果

全車表示済

3. 時期

平成29年9月～

◇ 安全運転宣言（平成 31 年度から交通安全宣言に変更）

1. 実施趣旨・取組概要

- ・安全意識の向上を図るため、運転担当職員一人ひとりから年度ごとに宣言書を提出
- ・平成 31 年度から交通安全宣言に名称を変更し、運転担当職員だけではなく、収集担当職員・整備担当職員・中継地職員に対象を拡大して実施予定

2. 結果・成果

事項	H29 年度	H30 年度	H31 年度
提出人数	1,357 名	1,241 名	12 月予定

3. 時期

平成 29 年 9 月～

◇ 運転記録証明書の取得

1. 実施趣旨・取組概要

全運転登録職員の運転記録証明書を取得し、事故・違反歴等を参考とした運転指導、ドライブレコーダーの重点確認を実施

2. 結果・成果

事項	H29 年度	H30 年度	H31 年度
取得人数	1,193 名	1,158 名	12 月予定

3. 時期

平成 29 年 9 月～

◇ 事故件数の見える化

1. 実施趣旨・取組概要

各環境事業センターのリアルタイムな事故発生件数状況を全職員に周知するため、掲示板を全職員が目にする場所に設置

2. 結果・成果

全環境事業センター掲示済

3. 時期

平成 29 年 11 月～

平成29年度 交通事故発生状況			
平成 年 月 日現在			
○○環境事業センター			
0件	人身	0件	
	物損	0件	
環境局の交通事故発生状況			
目標件数	今年度件数		
45 件	件		
(昨年度： 件)			
センター	人身	物損	計
○○環境事業センター	件	件	件
○○環境事業センター	件	件	件
○○環境事業センター	件	件	件
○○環境事業センター	件	件	件
○○環境事業センター	件	件	件
○○環境事業センター	件	件	件
○○環境事業センター	件	件	件
○○環境事業センター	件	件	件
○○環境事業センター	件	件	件
○○環境事業センター	件	件	件
○○環境事業センター	件	件	件
○○環境事業センター	件	件	件
○○環境事業センター	件	件	件
○○環境事業センター	件	件	件
○○環境事業センター	件	件	件

◇ 事業部長等による全体集会の実施

1. 実施趣旨・取組概要

事故発生ごとに全環境事業センターにおいて、早朝から一斉全体集会を開催するとともに、事故発生の当該環境事業センターへは事業部長が赴き、訓示及び注意喚起を実施

2. 結果・成果

平成 29 年 11 月以降、開始

3. 時期

平成 29 年 11 月～平成 30 年 3 月

◇ 事故防止にかかる自主的な安全運転研修の活性化

1. 実施趣旨・取組概要

各環境事業センターにおける独自の安全運転研修を実施するにあたって、より良い研修内容にするとともに、活性化を図ることを目的に、府内ポータル（環境局チームサイト）に、自主研修の資料等を掲載・閲覧できる場所を設定

2. 結果・成果

5 環境事業センターの研修資料等を掲載

3. 時期

平成 30 年 12 月～

（3）服務・活性化

◇ 待機時間中における服務規律の確保にかかる実施要領の改正

1. 実施趣旨・取組概要

待機時間中における不適切な行為への服務指導の方法などを定め、当該行為に対し厳しく対処することにより、服務管理の徹底を図ることを目的に実施

【主な改正点】

- ・指導者 「…部門監理主任 1 名を含む 2 名以上」
- ・実施方法 毎日隨時実施⇒毎日午前、午後各 1 回以上実施

2. 結果・成果

毎月報告書を確認しているが、改正点も含め、ほぼ実施要領どおり実施。巡視の際、横臥や食事をしている職員は見られなかった。平成 29 年度運営評価における実地調査では、実施要領どおり実施済

3. 時期

平成 28 年 4 月～

◇ 環境事業センターの横断的巡視（監察）の実施

1. 実施趣旨・取組概要

- ・内部統制責任者（環境局長）指示による立入調査に加え、事業部の独自の取り組みとして、分任内部統制責任者（事業部長）指示による横断的巡視を実施
- ・事業部内で内部統制員の職にある環境事業センター所長（内部統制員）を中心とし、当該環境事業センター の事業推進担当課長・技能統括主任（総括）等を加え、「環境事業センター監察チーム」を編成

- ・他の環境事業センターの状況を実体験することで、以降の所属環境事業センターの管理に役立て、更なる職場の活性化を図る。
- ・年2回実施（7月～8月、11月～12月）

2. 結果・成果

事項	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
巡回実施回数	22 回	22 回	22 回	11 月～12 月 予定

3. 時期

平成 28 年 7 月～

◇ 安全体操の完全実施に向けた対応等

1. 実施趣旨・取組概要

- ・安全体操は「業務」であることを改めて明確化
- ・安全体操の実施の有無について、業務主任等がミーティングチェック表によりチェック
- ・理由なく安全体操を実施しない職員については、指導を行うとともに、チェック表をもとに人事考課着眼点シートへ反映

2. 結果・成果

- ・平成 29 年 1 月～2 月に、職員課担当者による実地調査を行った結果、取組当初に比べ改善
- ・平成 29 年度運営評価における実地調査では、全ての環境事業センターでほぼ全職員が安全体操を実施
- ・その際に、業務主任がチェック表に記載していることも確認
- ・平成 30 年 3 ～ 4 月・平成 31 年 1 月・令和元年 5 ～ 7 月、安全体操や服装、職員室の状況（5S）など、運営評価の基準に従い、実態評価を実施

3. 時期

平成 28 年 9 月～



◇ 服務規律確保のための研修実施

1. 実施趣旨・取組概要

- 三部会のアンケートにも「服務指導が不十分である」「各主任の人事管理、服務指導に対する再認識が必要」等の記載が複数あったことから、主任準則・服務規律の徹底を図ることを目的に、技能統括主任・部門監理主任・業務主任を対象に研修を実施
- 平成 28 年 7 月～8 月にかけて、技能統括主任・部門監理主任に対しては職員課研修担当が各環境事業センターに出向き実施し、業務主任に対しては当該環境事業センターの技能統括主任・部門監理主任が講師となり、研修を実施
- 平成 29 年度は服務に関するより一層の徹底、改革プラン、災害対応について、全ての部門監理主任、業務主任を対象に職員課及び事業管理課の研修担当が講師となり実施
- 平成 30 年度は、現業管理体制の確立に伴い、改革プランをはじめとした服務コンプライアンス研修、災害時の対応について、全ての業務主任、部門監理主任、業務主任を対象に、職員課及び事業管理課の研修担当が講師となり実施
- 平成 31 年度も引き続き、すべての業務主任、部門監理主任、技能統括主任に対して、服務コンプライアンス研修、災害時の対応についての研修を、職員課及び事業管理課の研修担当が講師となって実施予定

2. 結果・成果

事項	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
対象	技能統括主任 部門監理主任	部門監理主任 業務主任	技能統括主任 部門監理主任 業務主任	技能統括主任 部門監理主任 業務主任
実施回数	21 回	19 回	26 回	6 回
参加人数	141 人 ※ 業務主任に対しては、研修を受けた技能統括主任等が別途実施	392 人	492 人	52 名 ※ 残る分は 11 月・2 月予定

※ 平成 31 年度は 4 月から 10 月までの実績

3. 時期

平成 28 年 7 月～



◇ 勤怠改善プログラムの見直し

1. 実施趣旨・取組概要

- ・ 勤怠改善対象職員（当日休暇取得者）にかかる取扱いの厳格化
- ・ 過去1年間において、当日休暇が4回となる職員を勤怠改善対象職員に認定し、5回になれば職員を局へ呼び出し指導

2. 結果・成果

事項	H28 年度 (7月～3月)	H29 年度	H30 年度	H31 年度
当日休暇累計	平均 101 人/月	平均 54 人/月	平均 36 人/月	平均 38 人/月

※ 平成31年度は4月から10月までの実績

3. 時期

平成 29 年 4 月～

◇ 勤務時間中における「たばこ携行禁止」の取組強化

1. 実施趣旨・取組概要

- ・ たばこ携行禁止のプラカードの作成・掲示
- ・ 出庫時の声掛け強化
- ・ ミーティング時の声掛けの確認状況について、特別査察チームによる抜き打ちチェックを実施

2. 結果・成果

- ・ 特別査察チームによる抜き打ち査察の結果、ミーティング時の主任による声かけを確認
- ・ 平成 29 年度運営評価における実地調査では、プラカードの掲示や出庫時のアナウンス等の取組も確認

3. 時期

平成 29 年 5 月～



◇ 職員記録書

1. 実施趣旨・取組概要

「指導記録書」を服務の観点からだけでなく、職員の良い評価に関する内容についても記載するなどで、人材育成のツールとしても活用するため、「職員記録書」の様式を変更

2. 結果・成果

平成 29 年度運営評価における実地調査では、勤怠改善対象職員の認定報告の際に添付されている職員記録書について、変更後の新様式が使用されているとともに、当日休暇に対する指導記録など記載されていることを確認

3. 時期

平成 29 年 5 月～

◇ 職員室を活用した職員の意識改革及び環境事業センターの活性化等

1. 実施趣旨・取組概要

- ・ 職員室での作業報告書の作成・提出
- ・ 日々、職員室での部門監理主任による対面式業務報告の実施
- ・ 特殊勤務実績簿、走行日誌の記入・提出

2. 結果・成果

平成 29 年度運営評価における実地調査では、全環境事業センターにおいて職員室で実施されていることを確認

業務主任の責任の明確化を図るべく、令和元年 5 月から作業報告書様式を見直し、実施方法を変更

3. 時期

平成 29 年 6 月～平成 31 年 4 月



◇ 被服（作業帽）の完全着用

1. 実施趣旨・取組概要

作業時（車内を含む）における被服（作業帽を含む）の正しい着用に向けて、安全作

業はもとより、「服務」や「身だしなみ」という観点からも重要であることから、指導を徹底

環境事業センター間巡回、局(ルシアス)課長級による走行状況覆面調査においても、作業帽の着用状況を確認

2. 結果・成果

被服（作業帽）の完全着用が大幅に改善

3. 時期

平成 29 年度～

◇ モラル向上推進月間の設定

1. 実施趣旨・取組概要

公務員としての品位や市民から信頼が得られる職員をめざし、職員一人ひとりが自覚をもって、モラル向上を意識する機会として、「モラル向上推進月間」を設け、特に「作業帽の着用の徹底、正しい運転姿勢の確保（いわゆる“ひじかけ運転”の禁止、業務中における不適切な携帯電話等の使用禁止）の 3 点について、ポスターを掲示する等で周知徹底

2. 結果・成果

実施済

3. 時期

平成 30 年 12 月 25 日～平成 31 年 1 月 24 日



◇ 現業管理主任作業用名札の導入

1. 実施趣旨・取組概要

現業管理主任に任せられている職員について、内外に対する立場の明確化、職責の重要性についての自覚の醸成、モチベーションの向上の一助として、主任名を入れた作業用名札を導入

2. 結果・成果

作業用名札を平成 30 年 3 月に配付・着用

3. 時期

平成 30 年 3 月～

◇ 主任準則等に規定する業務を怠った場合の対策（措置）

1. 実施趣旨・取組概要

現業管理体制における主任の業務を怠った場合の措置について、「担当替え」又は「解任」のほか、「降任」「免職」を視野に入れたしくみを構築

2. 結果・成果

平成 30 年 4 月作成の「業務マニュアル（現業管理主任用）」に明記

3. 時期

平成 30 年 4 月～

◇ 打刻もれ防止の取組

1. 実施趣旨・取組概要

「打刻もれ防止強化月間」を設け、各職員へ注意喚起するとともに、期間中に 3 回以上打刻漏れを行った職員に対し、指導を実施

2. 結果・成果

強化月間中、打刻漏れを行った職員数が大幅に減少

3. 時期

平成 30 年 7 月

◇ 作業報告書の様式変更

1. 実施趣旨・取組概要

運行管理システムの導入に伴い、業務主任の責任の明確化を図るべく、作業報告書の見直しを実施

各車両単位での作成、業務主任による確認ののち、部門監理主任への報告に変更

2. 結果・成果

業務主任が管下職員の作業状況について、確認のうえ部門監理主任に報告することにより責任を明確化

3. 時期

令和元年 5 月～

◇ 車内の整理整頓

1. 実施趣旨・取組概要

5S（作業効率化、作業のミスや事故の防止）、市民目線（不快感を与えない）、不祥事案の抑制（依然として勤務時間中の喫煙が発生している）の観点から、車内には作業上の必要物だけを持ち込み、整理整頓を実施

2. 結果・成果

モデルケース（作業上の必要物の車内定位置への収納等）の取組を全環境事業センターに情報共有・展開

3. 時期

令和元年 8 月～